

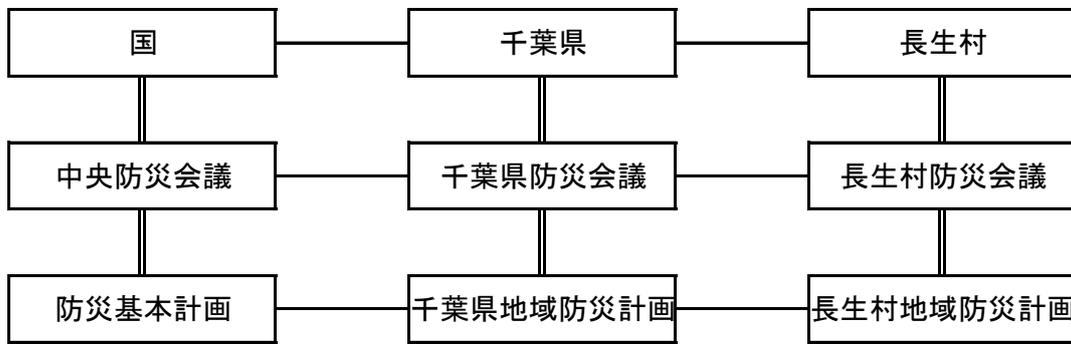
第1章 計画の基本方針

第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、長生村防災会議が作成する計画であって、村、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、村域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

国、県及び長生村の防災会議並びに防災計画の体系



第2 計画の構成

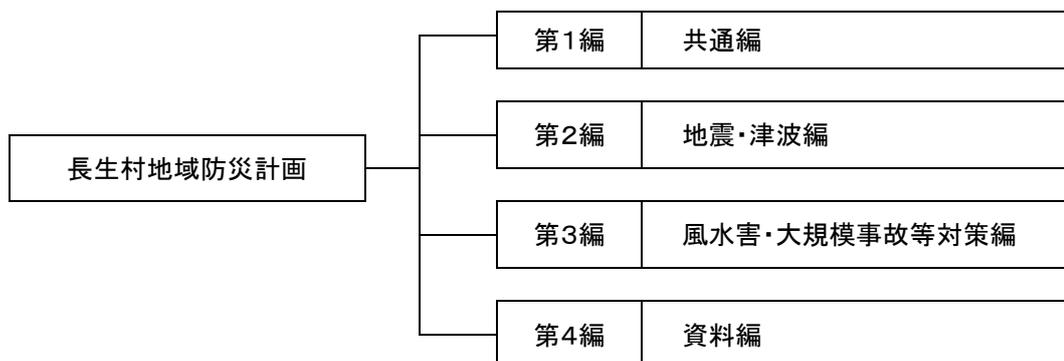
本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成とするとともに、計画のわかりやすさに留意する。

第1編に総則や各災害に共通する事項をまとめた共通編、第2編を地震・津波対策編、第3編を風水害・大規模事故等対策編とする。

地震・津波や風水害に対する各種の備えといった災害予防対策、被災後の支援の受入れや応援、災害の復旧・復興対策などは、共通編とする。

災害ごとの応急対策については、発災後の各段階における諸施策及び村・県・防災関係機関・住民等の役割分担について、それぞれの災害ごとに示している。

また、第4編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



第2節 計画の運用

第1 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、村の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

第2 計画の周知

本計画の内容は、村職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させる。

第3 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第4 男女共同参画の視点に対する配慮

過去の災害発生時の経験から、被災時には家事、育児、介護などの家庭的責任が女性に集中すること、避難所での男女のニーズの違いなどの問題が明らかになっている。

村では、この計画のすべての事項を通じて、男女双方の視点への配慮を行うとともに、地域の防災活動における女性の参画推進など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

第2章 防災関係機関の役割分担

第1節 地域防災組織

本村、千葉県、指定地方行政機関、指定公共機関並びに指定地方公共機関は、本村域における災害について、その本来の任務を遂行しつつ相互に協力し、防災対策を実施しなければならない。

第2節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

本節では、長生村、千葉県、並びに村の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、村域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 長生村

村は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

処理すべき事務又は業務の大綱	
(1)	長生村防災会議及び長生村災害対策本部に関すること
(2)	防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
(3)	災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集に関すること
(4)	災害の防除と拡大防止に関すること
(5)	救助、防疫等被災者の救助、保護及び保健衛生に関すること
(6)	災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
(7)	被災産業に対する融資等の対策に関すること
(8)	被災村営施設の応急対策に関すること
(9)	災害時における文教対策に関すること
(10)	災害対策要員の動員、雇上げに関すること
(11)	災害時における交通、輸送の確保に関すること
(12)	被災施設の復旧に関すること
(13)	管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること
(14)	災害対策における隣接市町間の相互応援協力に関すること
(15)	被災者の生活再建支援に関すること

第2 長生郡市広域市町村圏組合

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
消防本部	消防、救急、水防、防災等に関すること
水道部	水道施設の防災対策と災害時における供給対策に関すること
環境衛生課	廃棄物処理施設の防災対策と災害時における清掃対策に関すること

第3 千葉県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
千葉県	(1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること (3) 災害時における被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (7) 被災産業に対する融資などの対策に関すること (8) 被災県営施設の応急対策に関すること (9) 災害時における文教対策に関すること (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること (13) 被災施設の復旧に関すること (14) 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること (15) 災害対策に関する自衛隊の派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること (17) 被災者の生活再建支援に関すること (18) 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること
長生地域振興事務所	(1) 県災害対策本部長生支部(総務班・協力班)に関すること (2) 災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関すること (3) 長生村が処理する事務、事業の指導及び連絡調整に関すること (4) 災害救助についての応援に関すること
長生土木事務所	(1) 県災害対策本部長生支部(土木班)に関すること (2) 水防の全般に関すること (3) 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること (4) 管轄する河川、道路等の保全並びに防災対策に関すること (5) 災害応急工事及び復旧工事の施工に関すること (6) その他土木関係の災害対策に関すること (7) 災害救助についての応援に関すること
長生農業事務所	(1) 県災害対策本部長生支部(農業班)に関すること (2) 農林関係(土地改良事業を含む)の災害対策に関すること (3) 災害救助についての応援に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
長生健康福祉センター	(1) 県災害対策本部長生支部(健康福祉班)に関すること (2) 医療助産に関すること (3) 食品衛生、生活衛生(動物を含む)及び飲料水に関すること (4) 防疫に関すること (5) 保健活動(栄養指導及び精神福祉活動を含む)に関すること (6) 災害救助に係る連絡調整に関すること (7) その他保健衛生及び社会福祉関係の災害対策に関すること
茂原警察署	(1) 災害情報の収集及び広報に関すること (2) 被災者の救出及び避難の指導協力に関すること (3) 行方不明者の捜索及び検視に関すること (4) 被災時の交通整理と指導に関すること (5) 被災時における犯罪予防、その他社会秩序の維持に関すること

第4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東農政局 千葉地域センター	1 災害予防 (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する こと (2) 農地、農業用施設等を防護するための、ため池、堤防、土砂崩壊防止施設、農業 用河川工作物、たん水防除施設、農地浸食防止等の施設の整備に関すること 2 応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること (2) 災害時における種もみ、その他営農資機材の確保に関すること (3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること (4) 災害時における農作物、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関する こと (5) 土地改良機械及び技術者などの把握及び緊急貸出、動員に関すること 3 復旧対策 (1) 災害発生後のできる限り速やかな査定に関する、特に農地の保全に係る海岸 施設及び農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に 関すること (2) 災害による農林漁業者等に対する資金の融通に関すること 4 その他 (1) 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること (2) 災害時の政府所有米穀の供給に関すること(農林水産省生産局)

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東京管区気象台 (銚子地方気象台)	(1) 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関する事 (2) 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の発表・通報に関する事 (3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関する事
第三管区海上保安本部	(1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関する事 (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関する事 (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関する事 (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関する事
関東東北産業保安監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事
千葉労働局	(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関する事 (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事

第5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係資料の基礎調査に関する事 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事 (3) 防災資材の整備及び点検に関する事 (4) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練に関する事 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事 (2) 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事

第6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株) 千葉支店 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	(1) 電気通信施設の整備に関すること (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関すること (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
KDDI(株)	(1) 電気通信施設の整備に関すること (2) 災害時における通信サービスの提供に関すること (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
東京電力(株)千葉支店 茂原営業センター	(1) 災害時における電力供給に関すること (2) 被害施設の応急対策と災害復旧に関すること
日本放送協会 (千葉放送局)	(1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3) 社会事業団体等による義援金の募集及び配分に関すること (4) 被災者の受信対策に関すること
東日本旅客鉄道(株) (八積駅)	(1) 鉄道施設の保全に関すること (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること (3) 帰宅困難者対策に関すること
日本通運(株)千葉支店	災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
郵便事業(株) 郵便局(株) (長生郵便局・一松郵便局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること (3) 災害時における郵便局窓口業務に関すること

第7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	(1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること
(社)千葉県トラック協会 (社)千葉県バス協会	災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
大多喜ガス(株)茂原事業所	(1) ガス供給施設の耐災整備に関すること (2) 被災地に対する燃料供給の確保に関すること (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること
(社)エルピーガス協会	ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
(社)千葉県医師会	(1) 医療及び助産活動に関すること (2) 医師会及び医療機関との連絡調整に関すること
(社)千葉県歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること (2) 歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること
(社)千葉県薬剤師会	(1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

第8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長生農業協同組合	(1) 農業関係被害の調査及び応急対策の実施に関する事 (2) 金融及び保険業務の非常扱いに関する事
千葉県森林組合長生事務所	(1) 森林風水害による災害保険あっせんに関する事 (2) 森林資金導入計画あっせんに関する事
長生村商工会	(1) 被災者に対する衣料、食品のあっせんに関する事 (2) 被災会員等に対する資金の融資あっせんに関する事
長生村社会福祉協議会	被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事
(社)茂原市長生郡医師会	(1) 医療及び助産活動に関する事 (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関する事
(社)茂原市長生郡歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関する事 (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事
有限責任中間法人 茂原市長生郡薬剤師会	(1) 医薬品の調達、供給に関する事 (2) 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関する事

第9 長生郡市広域災害対応計画

構成団体	処理すべき事務又は業務の大綱
長生郡市7市町村 茂原市／一宮町／睦沢町 白子町／長柄町／長南町 長生村	長生郡市の地域において広域的な大規模災害が発生した場合に、長生郡市の各市町村が協力して、住民、観光客等を迅速かつ安全に避難させるとともに、被災者の受け入れのための連絡調整に関する事

第3章 長生村の地域特性

第1節 自然条件

第1 位置

本村は、房総半島の太平洋側のほぼ中央に位置し、九十九里海岸の南の一角を占めている。また、東京まで79km、千葉市へは39kmの地点に位置し、東方は太平洋、西は茂原市、南は一宮川を挟み一宮町並びに睦沢町、北は白子町と接している。

村域の東西方向の距離は7.4km、南北方向は6.0km、総面積は28.32km²である。

表一村の位置

東経	北緯	面積
140度21分2秒	35度24分32秒	28.32k m ²
周囲	東西	南北
33km	7.4km	6.0km

第2 河川・海岸

長生村の河川は、長柄町刑部から東に流れ、九十九里浜に注ぐ二級河川一宮川水系があり、その支流に瑞沢川がある。

一宮川は勾配がゆるく流量が少ないため、砂丘の飛砂及び海岸線の前進に耐え切れず河口閉塞が進行し、河口部は直流せず河口の変動が著しい。

村の中央部には、南から北へ普通河川内谷川が流れ、南白亀川を経て九十九里浜に注いでいる。内谷川には、西から東郷支線、高根支線、八積支線が流入している。

村内は西から東、南から北に流れる水系である。

また、海岸部は、九十九里海岸の南端に位置するため、遠浅ではあるが傾斜が大きく波浪が激しい。

第3 地質、地形

本村の地質は、第四紀の海成沖積層であり、地表から2m以下は青色緊密な砂層で0.5m程度の貝殻混ざりの層を成している。また、表土は淡暗褐色の砂壤土である。

低地の地質は、台地に比べると排水が悪く浸水しやすい。また、地盤も軟弱な土地である。しかし、低地の中でも微高地である砂(礫)堆・砂(礫)洲や砂丘、自然堤防は、低地の一般面(海岸平野・三角州、谷底平野・氾濫平野)に比べ、河床からやや高いため排水しやすく、地盤の構成物質も粗いため地盤も比較的よいとされている。

茂原低地は、砂丘、砂州(砂堆)、海岸平野、埋土地などで構成されている低地である。低地面上には南北に延びる砂州(砂堆)が幾列も並走している。

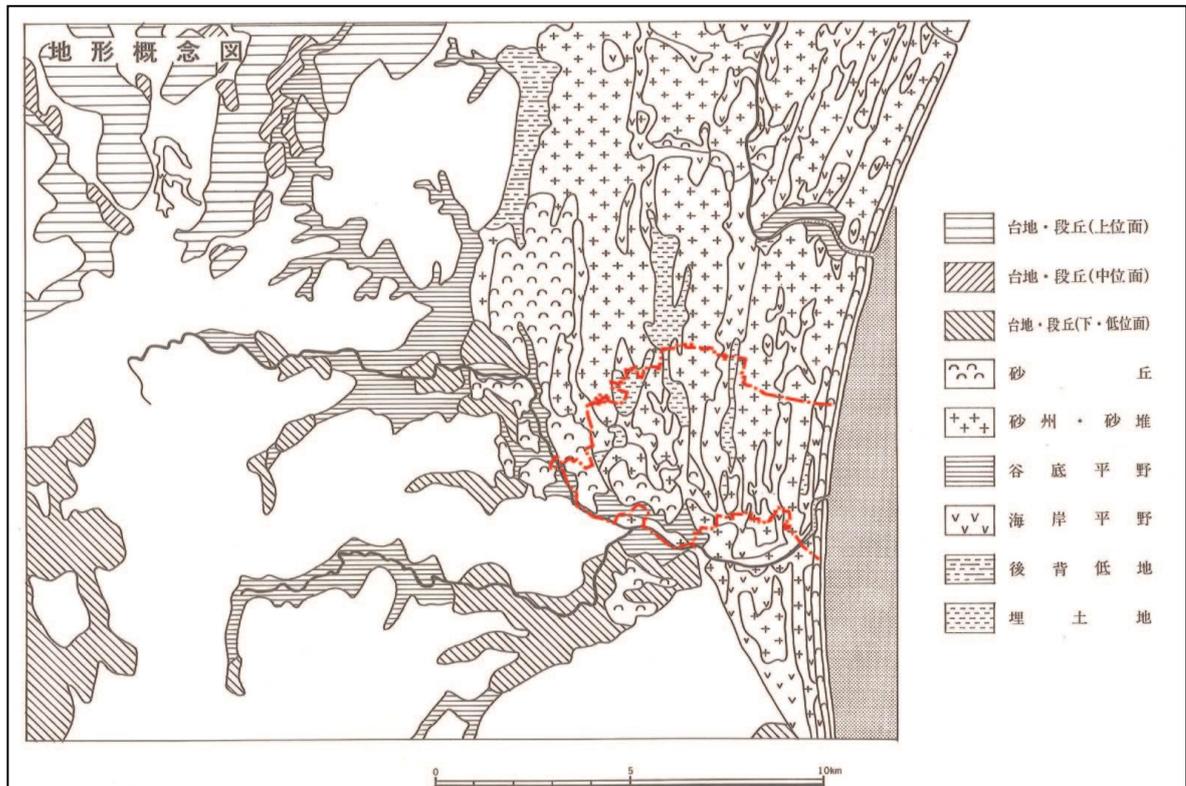
砂州(砂堆)及び砂丘は、砂礫質でできた地層であり、比較的水はけがよいことから、本村でも主に宅地、畑として利用されている。また、南北に延びる砂州(砂堆)の間にある海岸平野は水田として利用されている。

一宮川と国道128号の間には一宮川低地や埴生川低地、自然堤防がある。

一宮川低地は一宮川の堆積物によって形成された低地であり、主に軟弱なシルト、粘土層が堆積している。埴生川低地も同様に埴生川の堆積物で形成されたものであるが、細砂の軟らかい地層である。

地形は、平坦であり、海拔0～9 mで太平洋に向かって1000分の1の勾配を成している。

図一村の地質概念図



資料：土地条件図（国土地理院）

第4 気候

黒潮の影響を受け1年を通じて温暖であり、冬期であっても降雪はほとんど見られない。

第2節 社会条件

第1 人口・世帯

長生村の人口は、平成24年4月1日現在14,996人、世帯数は5,708世帯である。65歳以上の高齢者は3,941人で26.4%を占めている。沿岸部の一松地区には、1,422世帯、3,765人が住んでいる。65歳以上の高齢者は1,125人である。

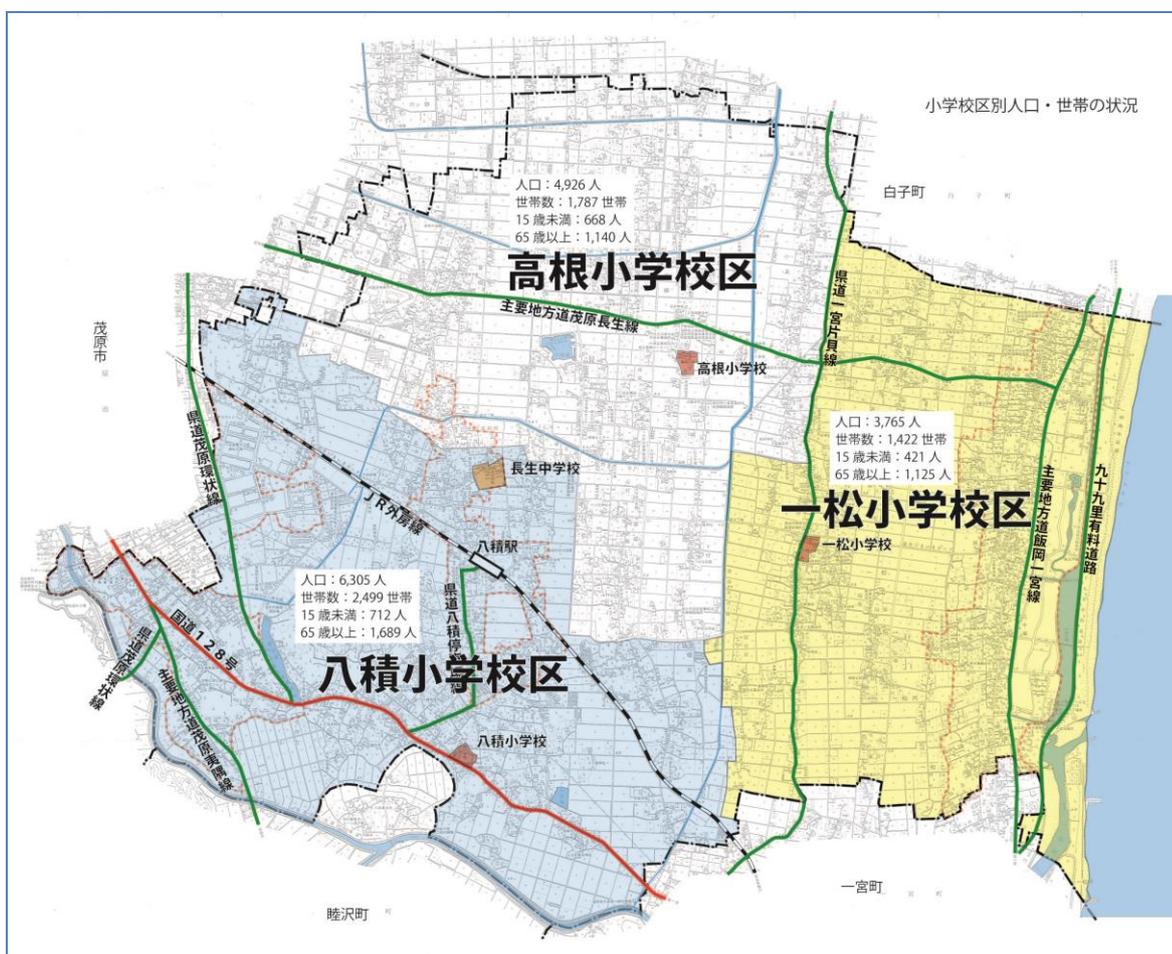
表一地区別世帯数及び男女別、年齢（3区分）別人口

単位：世帯、人

地区名	世帯数	人口	15歳未満	15～64歳	65歳以上	高齢化率
全体	5,708	14,996	1,801	9,241	3,954	26.4%
八積小学校区	2,499	6,305	712	3,904	1,689	26.8%
高根小学校区	1,787	4,926	668	3,118	1,140	23.1%
一松小学校区	1,422	3,765	421	2,219	1,125	29.9%

資料：千葉県年齢町丁別人口（平成24年4月1日現在）

図一学校区の状況



第2 建築物

固定資産税データによると、村内の建築物数は平成25年1月1日現在10,563棟であり、このうち新耐震基準（昭和56年）以前の建築物数は4,698棟で、全体の建築物の44.5%が新耐震基準以前のものとなっている。

表一昭和56年以前の建築物数の集計結果

町丁字名	棟数	町丁字名	棟数	町丁字名	棟数
金田	366	本郷	806	北高根飛地	
七井土	464	宮成	276	驚飛地	
藪塚	147	小泉	135	一松甲	
水口	104	中之郷	144	一松乙	93
北水口	94	曾根	37	一松丙	526
岩沼	358	岩沼飛地	22	一松丁	418
信友	214	一松飛地	4	一松戊	412
		六ツ野飛地	2	一松	24
				驚	25
				入山津	27
小計	1,747	小計	1,426	小計	1,525
				合計	4,698

資料：税務課

第3 道路網

村内の道路網は、南北方向に幹線道路が多く、東西方向の道路網が少ないことである。しかも、村の中央を内谷川と松瀧用水路が流れ、東西方向の道路の多くに橋りょうがある。

こうした道路網の中で、津波被害からの避難に際し、内陸方向に避難するための安全な避難道路の確保が欠かせない。

図一 村内道路網図



第4章 過去の災害の記録

第1節 地震災害

千葉県内に被害をもたらした地震を整理してみると、津波の発生が記録されたものがあり、本村でも被害が記録されている。

特に、1677年に発生したM8クラスの延宝地震は、太平洋プレート境界付近で発生した地震と考えられ、房総半島東方沖が震源域とされている。隣接する一宮町東浪見で大きな津波や強い揺れによる被害が発生している。この地震は、揺れから予想されるよりもはるかに高い大きな津波を引き起こしていることから「津波地震」であった可能性も指摘されている。

1703年に発生した元禄地震（M7.9～8.2）と1923年の関東地震（M7.9）は、フィリピン海プレート境界付近で発生した地震であると考えられており、M8クラスの巨大地震として知られている。二つの地震とも津波が発生しており、震源域が陸地に近いため、地震発生後短時間で津波が来襲したと思われる。元禄地震では本村にも津波が来襲し多くの死者が出たという記録が残っている。

2011年（平成23年）の東北地方太平洋沖地震では、旭市などが津波により大きな被害を受けている。

表一地震災害履歴（千葉県内で被害が発生したと思われるもの）

発生年月日 (西暦)	発生地域 (地震名)	地震の規模	被害状況
弘仁9年 (818)	関東諸国	M7.5以上	・相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野などで被害。圧死者多数とある。(※2)
慶長9年 (1605.2.3)	房総半島東方沖 (慶長地震)	M7.9	山崩れ、津波により死者多数(※2)
延宝5年 (1677.11.4)	磐城・常陸・安房・上総、下総 (延宝地震)	M8.0	・房総沿岸に大津波があった。隣接する一宮市東浪見での推定津波高は6.0～7.5mとされている。 ・東浪見で倒家50戸、水死者97名など(※1) ・磐城から房総にかけて津波。房総で溺死者246余名、家屋全壊223棟余り。(※2)
元禄16年 (1703.12.31)	房総沖 (元禄地震)	M7.9～8.2 最大震度6	・長生村に津波が来襲し、845人の人命が失われる。 ・九十九里南部が津波で壊滅状態。津波痕跡は、御宿8m、勝浦7m、鴨川6.5m、千倉9.2m、館山市相浜で11～12m、保田で6.5mなど(※1) ・地震の揺れと津波により甚大な被害。県南部を中心に死者6,534名、家屋全壊9,610棟(※2)
享和1年 (1801.5.27)	上総	不明	・久留里城内で塀などの破損が多く、民家も多く壊れた。(※2)
安政1年 (1854.12.23)	(安政東海地震)	M8.4	・安房地方、銚子で津波があり、名洗で漁船が転覆し、死者3名(※2)
安政2年 (1855.11.11)	東京湾北部 (安政江戸地震)	M7.0～7.1 最大震度6	・下総地方を中心に死者20名、家屋全壊82棟(※2)
大正11年 (1922.4.26)	浦賀水道	M6.8 最大震度5	・県内住家全壊8棟(※2)
大正12年 (1923.9.1)	(関東地震)	M7.9 最大震度6	・館山市布良付近での津波高4.5m(※1) ・県内死者・行方不明者1,342名、住家全壊31,186棟、住家焼失647棟、住家流出埋没71棟(※2)
昭和62年 (1987.12.7)	千葉県東方沖	M6.7 最大震度5	・長生村では、重傷1名、軽傷1名、文教施設6か所、住家の一部損壊2,280棟、非住家の一部損壊17棟、道路損壊17か所、排水路損壊4km等

発生年月日 (西暦)	発生地帯 (地震名)	地震の規模	被害状況
			<p>の被害を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体で死者 2 名、負傷者 144 名、住家全壊 16 棟、半壊 102 棟、一部損壊 71,212 棟、断水 49,752 戸、停電 287,900 戸、ガス供給停止 4,967 戸、ブロック塀倒壊 2,792 か所が発生 (※1) ・山武郡、長生郡、市原市を中心に被害 (※1)
平成 17 年 (2005.7.23)	千葉県北西部	M6.0 最大震度 5 弱	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で負傷者 8 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、関東近県で約 6 万 4 千台のエレベーターが停止し、78 件の閉じ込めが発生した。(※1)
平成 23 年 (2011.3.11)	三陸沖 (東北地方太平洋 沖地震)	M9.0 最大震度 6 弱	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 3 月 1 日現在 死者 20 名(うち、津波による死者 14 名(旭市 13 名、山武市 1 名)、行方不明者 2 名(津波による)、負傷者 251 名。建物全壊 798 棟、半壊 9,923 棟、一部損壊 46,828 棟、建物火災 15 件、床上浸水 154 棟、床下浸水 722 棟。(※1)

※1は、千葉県地域防災計画（平成24年度修正）より

※2は、文部科学省地震調査研究推進本部「日本の地震活動」第2版（平成21年3月）より

最大震度は、千葉県地域防災計画（平成24年度修正）により千葉県内のものを表記している。

第2節 風水害

近年本村の大きな被害をもたらした風水害は、平成8年9月の台風17号の通過に伴う大雨により、一宮川堤防の決壊や越水が発生し、金田地区及び信友地区の一部に避難指示が出された被害である。

その際には、一時間当たり最大雨量は31mm、累計雨量は236mmであった。一宮川については、昭和45年（1970年）にも集中豪雨で金田地区の堤防が決壊する被害が発生している。

しかし、その他にも内水による浸水被害、田畑の冠水被害が発生している。

第3節 その他災害

第1 突風・竜巻

平成2年（1990年）12月11日には、隣接する茂原市国道128号沿いで竜巻被害が発生している。死者1名、負傷者73名、家屋被害1,665戸（うち全壊82戸、半壊161戸）という大きな被害を出し、災害救助法も適用されている。

幸い本村には直接的な被害はなかったが、この日は県内に大雨・洪水・強風・波浪・雷注意報が発令され、鴨川市や旧丸山町（南房総市）、君津市、旧大原町（いすみ市）、銚子市でも竜巻が発生していたことを考慮すると、本村でも竜巻発生の可能性があったと思われる。

気象庁のデータによると、竜巻発生時の気象条件は、暖気の移流や寒気の移流、寒冷前線、台風、気圧の谷などが多く、9月の台風シーズンばかりでなく、茂原市の例のように冬場においても寒冷前線の影響で発生している。

平成24年5月に茨城県つくば市で発生した竜巻は、藤田スケールF3（5秒間の平均風速70～92m）で、国内観測史上最大とされ、死者1名、負傷者41名、住宅の損壊は1,000棟以上という被害をもたらした。

第2 放射性物質事故災害

平成23年（2011年）3月の東日本大震災に起因して発生した福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散は、千葉県内でも、大気中の放射線量の上昇や農作物の放射性物質の含有量の増加など、広域的に様々な形で影響が現れた。

第5章 被害の想定

地震被害については、千葉県が実施・公表した「平成19年度千葉県地震被害想定調査報告書」が最新であり、これをもとに本村における被害想定結果を示す。

地震津波については、平成24年度に千葉県が公表した「千葉県津波浸水予想図」及び村が実施した「長生村津波避難施設整備検討調査」による。

風水害については、平成20年に千葉県長生土木事務所が作成した「一宮川水系浸水想定区域図」による。

その他災害については、想定される災害に対しての対応策を検討している。

第1節 地震の想定

第1 想定する条件

平成19年度に千葉県が行った調査は、近い将来、千葉県に大きな影響があると考えられる南関東地域の地震の発生頻度を考慮して、次表に示す3地震を想定し、被害想定を実施した。

また、3地震のほか、地域防災対策用として、各市町村の役場直下のフィリピン海プレート上面でM6.9の地震が発生した場合の各市町村の震度を計算している。

表一 想定した地震

No.	想定地震名	マグニチュード	地震タイプ
1	東京湾北部地震	Mw=7.3	南関東直下のM7 クラスの地震
2	千葉県東方沖地震	Mw=6.8	
3	三浦半島断層群による地震	Mw=6.9	活断層による地震

※Mw：モーメントマグニチュード

3地震の中で最も大きい震度が想定されたのが東京湾北部地震であり、村内の41%の地域で震度6弱となると想定され、一宮川沿岸地域では液状化の危険度が高いと想定している。被害については、冬の夕方6時・風速が9mの場合を想定している。

第2 被害想定結果

人的被害は、死者はゼロであるが、負傷者は52人（重傷者2人を含む）となる。

建物被害は液状化によるものを含めて、全壊が55棟、半壊は533棟と多くなる。そのため、避難者数は1か月後でも880人と想定されており、応急仮設住宅が必要になる。

帰宅困難者は、県内や東京都に通勤・通学等で通っている人を中心に2,060人となる。

災害により、全壊、半壊した家屋の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリートなどの震災廃棄物（いわゆるガレキ）は5,302トンとなることから、一時保管場所も必要になる。

なお、これら地震では津波被害を想定していないため、津波が発生した場合にはさらなる被害の拡大を想定する必要がある。

表一地震被害想定結果

被害想定項目		単位	東京湾北部地震
震度別面積率	5弱以下	%	—
	5強	%	59
	6弱	%	41
	6強	%	0
全壊棟数	揺れ	棟	54
	液状化	棟	11
半壊棟数	揺れ	棟	501
	液状化	棟	32
火災	炎上出火件数	件	0
	焼失棟数	棟	0
人的被害	死者	人	0
	負傷者(うち重傷者)	人	52(2)
避難者	直後	人	560
	1日後	人	2,249
	4日後	人	1,073
	1ヵ月後	人	880
帰宅困難者	行先:県内	人	1,693
	行先:東京都	人	316
	行先:その他	人	51
エレベーター閉じ込め台数		台	2
避難行動要支援者死者数		人	0
自力脱出困難者		人	8
震災廃棄物	重量	t	5,302
	体積	m ³	7,664

※東京湾北部地震（マグニチュード7.3）夕方6時、風速9mを想定している。

第3 津波被害の想定

過去に千葉県に大きな被害をもたらした津波は、1677年の延宝地震（最大津波高7.1m）、1703年の元禄地震（最大津波高5.3m）があるが、「東北地方太平洋沖地震」による津波被害を受けて、県は平成24年度に新たに最大10mの津波による浸水予測図を公表している。

これによると、海岸から約2kmの距離にある県道一宮片貝線付近まで津波が到達すると予想され、沿岸から約1kmの範囲は津波高が2mを超える浸水深となる。

東日本大震災の被害状況から、浸水深2mを超えると人的・物的被害が大きくなることが確認されており、沿岸2km以遠への避難が必要になる。

ただし、この予測図は特定の地震を想定していないため、津波到達時間が想定されていない。そこで千葉県県土整備部が平成15～17年度に実施した延宝地震（1677年）と元禄地震（1703年）を想定した津波遡上計算結果を参考にした。その結果、津波到達時間は地震発生から約30分程度であると考えられる必要がある。

表一地震津波の想定

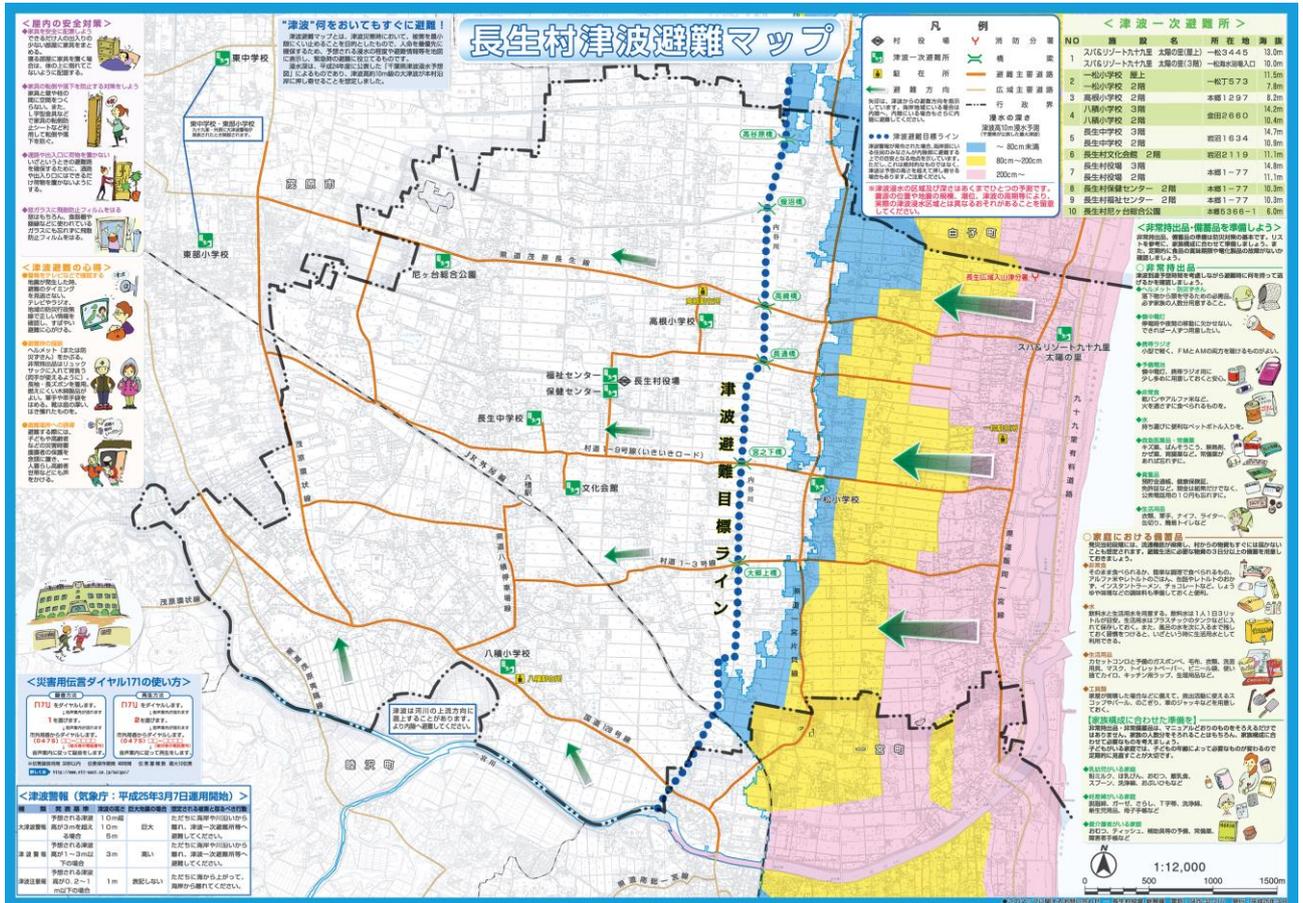
想定される地震津波	最大津波高	到達時間
延宝地震	6.2～7.1m(北中瀬)	40～41分
元禄地震	4.5～5.3m(城之内及び入山津)	38～39分
県想定の大津波	津波高10m	30分程度

◆ 共通 ◆ 一第 1 部 一 第 5 章 被害の想定

なお、津波による被害想定については、国の中央防災会議に検討されている「相模トラフによる被害想定」などの動向に注視する必要がある。

相模トラフは、相模湾から房総半島の南側を通り、日本海溝につながるフィリピン海プレートの北東端に該当し、斜めの衝突様式をもつプレート境界とされており、元禄地震や関東地震（関東大震災）の震源域とされている。

図一津波浸水予想図



第2節 風水害の想定

風水害については、水防法に基づく水位周知河川に指定されている一宮川について、千葉県長生土木事務所が作成した「一宮川水系浸水想定区域図」を参考とした。

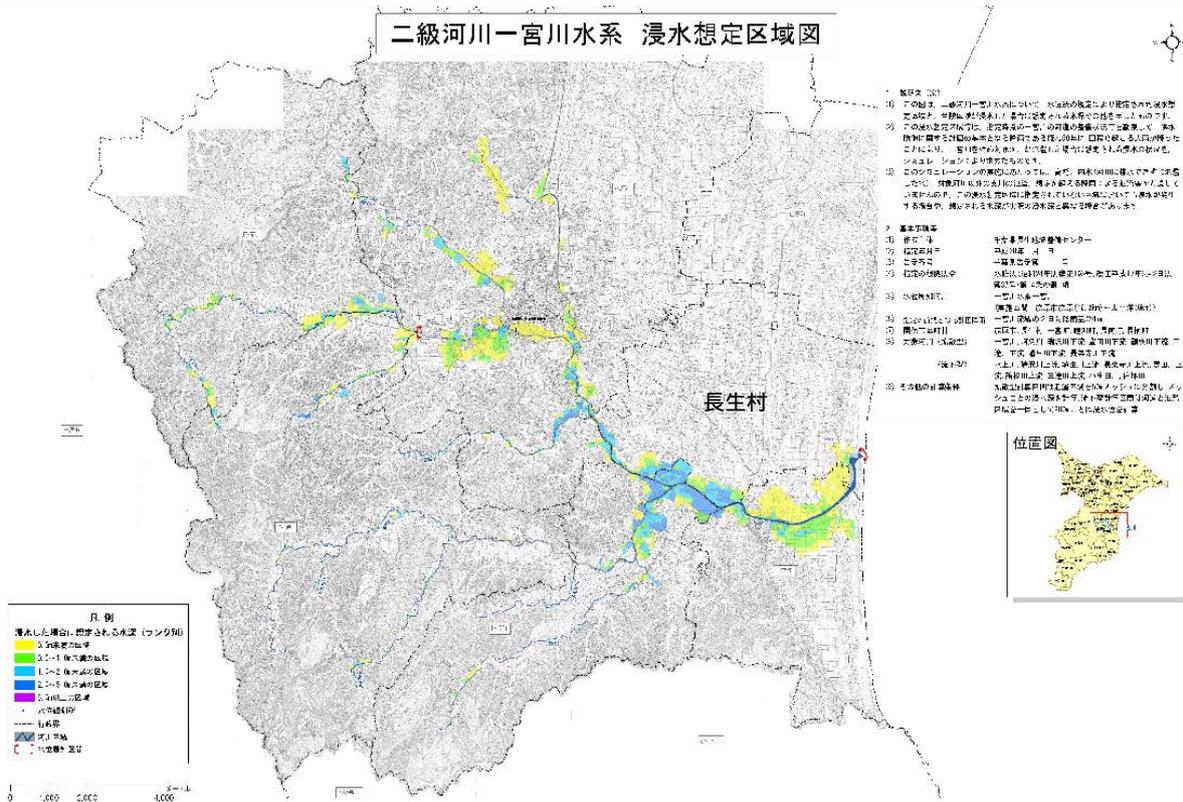
計画降雨量は、概ね50年に1回程度起きるとされているもので、一宮川流域で2日間総雨量324mmの場合の浸水想定である。

これによると、一宮川河口付近や八積地区の一宮川沿岸地域の一部で、2.0～5.0mの浸水深が想定されている。

南白亀川の支流である内谷川についても、南白亀川流域で24時間総雨量288mmの降雨量があった場合には、本郷や小泉の内谷川沿岸地域で、浸水深1.0～2.0mの区域が想定されている。

2つの浸水想定区域の多くは水田であるが、浸水深が0.5～1.0mの想定区域には住宅地も含まれている。

図一 一宮川水系浸水想定区域図



第3節 その他の災害

地震災害、風水害以外の災害想定として、ここでは、放射性物質事故の災害想定、火山噴火災害想定を取り上げる。危険物災害や海上災害、航空機事故災害、鉄道事故災害、道路災害等については、大規模事故災害編に災害想定を記載する。

第1 放射性物質事故災害

原子力発電所事故を前提とした場合には、空気、水、農産物、食肉、魚介等を吸引・接種することによる内部被曝を未然に防ぐ対策、もしくは、そのリスクを低減させるための対策を講じることが重要である。

1 大気を介した拡散

福島第一原子力発電所の事故を受け、独立行政法人国立環境研究所が、事故後約2ヵ月間の放射性物質の広がりや沈着の状態について、地形や気象の地域的な変化を考慮した大気シミュレーションを実施した。

放射性物質は単純に同心円的に距離が遠ければ拡散が少なくなるわけではない。各地に出現したホットスポットの生成原因としては、事故直後、低気圧が福島付近を通過して風が陸方向に吹き、雨・雪が降った平成23年3月15日～16日と3月20日～23日に多くのホットスポットが作られたと考えられている。

幸い本村付近にはホットスポットが作られていないが、県の北部ではヨウ素やセシウムが拡散してきたとみられている。

2 水資源への混入

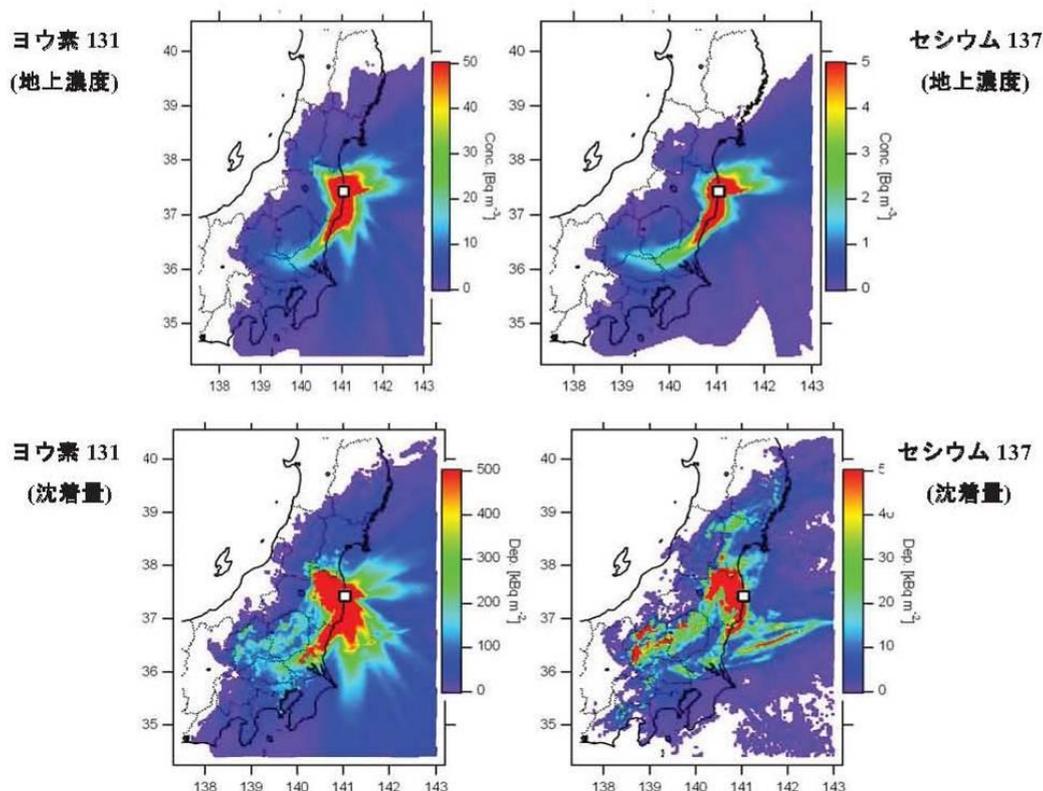
福島第一原子力発電所の事故直後、拡散した放射性物質が降雨により水源地域で地表面に蓄積したのち、降雨により河川に流れ込んだとみられ、関東地方の各地で浄水場の水道水から放射性物質が検出されたことが問題となった。

本村の上水道は、長生郡市町村広域組合水道部（以下「広域水道部」という。）から供給を受けている。その水源は、霞ヶ浦開発事業をはじめとする利根川水系であり、房総導水路で送られてきた水が長柄ダムに貯留され、長柄浄水場で浄水処理されて送られている。したがって、本村の水道水も放射性物質への注意が求められる。

3 農産物への影響

農産物に関しては、放射性物質の付着及び土等から養分とともに吸収されるなどにより、作物から放射能が検出されており、特にキノコやシイタケなどの林産物はその影響が大きい。

福島第一原子力発電所事故から2年近くが経過した平成25年7月時点でも、長生郡や山武郡における、原木シイタケや山武郡のタケノコについては出荷制限や出荷自粛が続いている。



注1：計算期間は平成23年3月11日～4月30日の約2ヵ月間

出典：「東日本大震災後の災害環境研究の成果」国立環境研究所 平成24年3月より

第2 周辺火山噴火災害

内閣府「富士山ハザードマップ検討委員会」報告（平成16年（2004年）6月）によると、宝永大噴火（宝永4年・1707年）と同規模の噴火が起こった場合、火山灰が2cm以上降ると予想される地域は富士山麓だけでなく現在の東京都と神奈川県ほぼ全域・千葉県南部・房総半島の南西側一帯に及ぶことが指摘されている。

この範囲では一時的に鉄道・空港が使えなくなり、雨天の場合は道路の不通や停電も起こる。また長期にわたって呼吸器に障害を起す人が出るとされている。さらに、細かい灰はどこにでも侵入するため、電気製品や電子機器の故障の原因となると推定されている。

本村は房総半島東側にあるが、風向き、特に春や冬の西風では、2cm程度の降灰に及ぶことが見込まれている。

第6章 防災対策の基本方針

第1節 総合計画における防災の考え方

平成23年3月に策定した「第5次長生村総合計画」では、防災・消防の基本目標として「住民と関係機関が連携を図り、地域性を生かした防災活動に取り組むことにより引き続き災害に強い村づくりを目指す」としている。

今後の課題として、「防災意識の向上」「防災リーダー育成」「防災教育」「大規模災害に備えた避難体制や救急救命体制等の整備」を挙げている。

平成27年度まで目標としては、自主防災組織の設立数を30組織とすること、防災士の資格取得者数を25人とすることとしている。

主な施策・事業としては、以下の通りとなっている。

表一第5次総合計画における防災関係の施策・事業

施策の内容	主な施策・事業
消防救急体制の充実	◆常備消防・非常備消防の充実
防災体制の充実	◆自主防災組織推進事業 ◆津波避難計画策定事業 ◆災害時の医療体制の確立 ◆防災行政無線の整備・充実 ◆防災士育成事業 ◆防災教育の推進

第2節 計画の基本方針

県では、平成24年度に、東日本大震災を踏まえた「千葉県地域防災計画」の見直しを行った。この計画では、3つの視点と8つの重点項目を位置づけている。

<3つの視点>

- 1 東日本大震災の被害・対応・教訓を踏まえ、より実効性の高い計画への見直し
- 2 あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を前提とした防災計画の見直し
- 3 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策の推進

<見直しの重点項目>

1. 地域防災力の向上
2. 津波対策の強化・推進
3. 液状化対策の推進
4. 支援物資の供給体制の見直し
5. 災害時要援護者等の対策の推進
6. 帰宅困難者等対策の推進
7. 庁内体制の強化
8. 放射物質事故対策計画の見直し

本計画では、村の総合計画や千葉県地域防災計画の見直しを受け、改訂の課題を設定する。

- 1 計画の使いやすさ（実効性の高い計画とする）
- 2 計画のコンパクト化（共通編の新設）
- 3 地震・津波対策編の強化（①津波対策の強化、②液状化対策、③支援物資の供給体制見直し、④避難行動要支援者対策、⑤庁内体制の強化、⑥避難所の円滑な運営、⑦ライフラインの寸断に対する応急対策、⑧広域的な連携・協力体制の確保、⑨被災地の防犯対策、⑩廃棄物処理対策、⑪災害時の医療・健康確保・心のケア体制の確保、⑫ライフライン事業者に対する業務継続の促進、⑬帰宅困難者対策の充実）
- 4 風水害対策編の見直し（避難判断・情報伝達体制の強化）
- 5 大規模事故対策編の見直し（放射性物質事故対策の新設）

こうした計画課題を踏まえ、「住民とともに取り組む 災害に強い村づくり」を基本方針とし、本計画の改訂を行った。

第3節 減災目標と対応行動計画

大規模な地震に対応するために、国は、被害想定に基づく人的被害、経済被害の軽減について、達成時期を含めた具体的な減災目標を定めるとともに、その減災目標の達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目標等から構成された地震防災戦略を策定した。これを受け、千葉県でも減災目標と目標達成のための施策を盛り込んだ行動計画である「千葉県地震防災戦略」を策定した。

本村においても、「住民とともに取り組む、災害に強い村づくり」を基本とし、村の総合計画における目標指標を参考に、想定される地震災害による被害の発生予防及び軽減に努める。

<地震被害の減災目標>

目 標	取 り 組 み
1 自主防災組織の設立数:30 組織 (H24.4.1 現在 41 自治会中7組織・組織率 17%)	・自主防災組織推進事業 ・自主防災組織の防災訓練の支援、充実
2 防災士資格取得者数:25 人 (H25.3 月現在 7名)	・防災リーダー育成事業(防災士研修講座受講料等の補助)
3 津波緊急避難場所(3か所)の整備	・築山公園整備事業(2か所) ・避難施設兼集会所整備事業(1か所)
4 避難環境の整備	・避難所マンホールトイレの整備(10 か所)
5 防災情報ネットワーク整備	・防災拠点間の無線通信装置の整備
6 津波避難計画の作成(自治会別)	・津波避難計画の作成支援
7 津波避難路の整備	・村道 2-5 号線の整備 ・村道 1143 号線の整備 ・村道 3075 号線の整備(橋りょう新設)
8 防災教育の推進	・小・中学校における防災教育補助教材の整備
9 耐震改修促進計画	・耐震診断及び耐震改修の促進

第7章 住民・自主防災組織・事業所の役割

大規模な災害などによる甚大な被害の軽減を実現するためには、本村及び防災関係機関が総力を結集して防災対策を実施することになるが、こうした公助だけでは限界がある。

そのため、住民は、自らの手で自分や家族を守る「自助」による安全の確保を図る必要がある。また、地域では、自主防災組織を中心に、支え合いによる「共助」の取組みを活性化させる必要がある。

事業所では、従業員の安全確保とともに、地域の防災活動に協力することが重要である。

第1節 住民の役割

住民は「自らの生命は自ら守る」（自助）という視点にたって、自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、各種注意報・警報発令時のとるべき行動の確認や住宅の耐震診断・改修等のほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策などの手段を講ずるとともに住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努める。

また、過去の災害から得られた教訓の伝承等の防災への取組みを行う。さらに、県及び村等が実施する災害対策に積極的に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、減災対策、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与する。

第2節 自主防災組織の役割

地域では、災害時には避難支援等の手助けが必要となる避難行動要支援者がいること、同時多発的な災害時には公助による支援が及ばない可能性があることに配慮し、自主防災組織を中心として地域での支え合いによる「共助」の取組みを活性化させる。

第3節 ボランティア団体の役割

ボランティア団体は、普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与する。

第4節 事業所の役割

事業所は、事業所内における防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食糧の備蓄など災害に即応できる防災体制の充実及び従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、地域における防災力の向上に寄与する。

また、集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努める。さらに、事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。

第1章 災害に強い村づくり

第1節 地震・津波に強い村づくり

(総務課・建設課・下水環境課・広域水道部・広域消防本部)

地震時における住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める村づくりを実現するための総合的な防災対策を進め、災害に強い村づくりの推進を図るものとする。

そのため、建物や構造物の安全対策、道路、公園等の防災空間の整備充実、避難場所への経路となる避難路等の整備を推進する。

第1 建物・構造物の安全対策の促進

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された、比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、緊急の課題である。

1 村有建築物の安全対策

学校施設や庁舎など村が保有している建築物のうち、多くは昭和57年以降に建築されたものであり、耐震性は確保されていると考えられる。

しかし、長生村中央公民館等耐震基準に適合しない建築物もあることから、村有建築物の保安全管理に努め安全性を確保する。

さらに、平成25年度改正された「耐震改修促進法」（以下「改正耐震改修促進法」という）に基づき、耐震改修済の建物はもとより、新耐震基準による建築物についても、耐震性が確保されているという認定表示を行う。

2 一般建築物の安全対策

一般建築物については、4割以上が昭和56年以前の建築物である。老朽化した建築物については、建て替え（自然更新）により、耐震化が進んでいると思われるが、住宅や多数の人が利用する建築物などに対しては、「長生村耐震改修促進計画」（耐震改修促進法による）及び「改正耐震改修促進法」に基づき、一般建築物の耐震診断および耐震改修を促進する。

また、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためデータ・ベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

(1) 対象となる建築物

昭和56年以前に建築された建築物は、建築基準法改正による新耐震設計以前の基準で建築されたものが多く、十分な耐震性が確保されていない場合があるため、これらすべての民間建築物を対象とする。

(2) 耐震診断の義務化

「改正耐震改修促進法」により、一定規模以上の病院や店舗など不特定多数の者が利用する建築物、一定規模以上の小学校や老人ホームなど避難時に配慮が必要な建築物、一定量の危険物を扱う建築物、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物、防災拠点建築物については、耐震診断が義務化された。

村は、その結果を公表する。

また、小規模建築物を含め、すべての旧耐震基準建物の所有者に対し、努力義務として耐震診断を実施することが課された。

(3) 耐震改修に関する啓発

改正耐震改修促進法では、容積率や建ぺい率の特例制度が設けられ、新耐震基準適合建築物を含め建築物の耐震性が確保されていることを表示することができるようになった。

今後は、改正耐震改修促進法の内容を加え、耐震診断・改修等に関し、ホームページへの掲載、広報誌、掲示物などの活用により、一層の知識の普及・啓発に努める。

3 構造物の安全対策及び落下物防止対策の推進

(1) ブロック塀等の安全対策

県は、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和58年9月に制定）に基づき、適正な築造方法の啓発・普及に努めている。

既設のブロック塀等に関しては、村は県と連携して、その所有者・管理者に対して倒壊を防止し、安全を確保するため必要な助言又は指導に努める。

また、小学校・保育所の通学路等に面したブロック塀等を対象に、点検パトロールを実施し、危険なものには改善指導を徹底する。

(2) 落下物防止対策

村は、「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、建築物の窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

また、人通りの多い道路や村が定める震災時の避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス等の落下による危険性のあるものについては、改修や補修の指導を徹底する。

4 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

県は、建築防災にかかる諸施策の推進のため、千葉県建築防災対策連絡協議会（県及び県下56市町村で構成、平成7年5月に設立）の活動の充実を図り、既存建築物の耐震診断・改修の促進や応急危険度判定支援体制の確立に努めている。

村は、県と連携し、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

第2 ライフライン等の耐震対策

上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能マヒに陥ることによる影響は極めて大きい。このため、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

1 水道施設

水道施設は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性の強化が図られてきたところである。しかしながら、既存施設の中にはまだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等があり、次のとおり施設の耐震化を進め防災対策の一層の充実を図る。

(1) 耐震化の指標作成

水道事業者及び水道用水供給事業者に、水道施設の耐震化について、目標年度を定め耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画作成を指導する。

(2) 緊急を要する対策

耐震性の観点から石綿セメント管や老朽施設等について、緊急に補強又は更新の指導をする。

(3) 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、基幹施設のゆとりを加味した施設整備の指導をする。

(4) 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道の指導をする。

(5) 広域水道部の施設整備計画

- ① 石綿セメント管の更新
- ② 緊急時給水拠点の確保
- ③ 緊急連絡管の整備
- ④ 水源（井戸等）の耐震化対策
- ⑤ 緊急遮断弁の設置

2 下水道施設

下水道施設は基幹的施設であり、震災により機能がマヒした場合、住民の生活や公共用水域の水質保全に与える影響は極めて大きい。このため、必要な地震対策を考慮する。

処理場内の重要施設については、平成9年度までに建設されたものは、旧耐震設計によるため、今後、耐震診断を実施し、必要な補強、施設の多様化、予備の確保等により耐震性の充実に努める。

また、今後建設する施設は新耐震設計指針等が整備されていることから、これに基づき必要な耐震性能を確保する。

管路施設においても、「重要な幹線等」と「その他の管路」の位置付けをし「重要な幹線等」は設計流下能力及び流下機能の確保に努める。「その他の管路」については、バイパス管、ネットワーク化により流下機能を確保する。

また、施設の維持・管理においては日常の点検等による危険箇所の早期発見とこれらの改善を行うとともに非常時用資材の備え、資材調達先の確保等により施設の機能維持に努める。

3 電力施設

村は、震災時においても電力の安定供給が図られるよう、東京電力(株)が行う予防措置に協力する。

4 ガス施設

村は、ガスの爆発を未然に防止するためのガス事業者等及び消防機関による予防措置に協力する。

5 電話施設

村は、震災時においても通信の確保ができるよう、東日本電信電話(株)が行う予防措置に協力する。

第3 道路及び交通施設の安全化

1 道路施設

(1) 橋りょう

震災対策上緊急度の高い橋りょうから順次耐震対策を実施していく。

(2) 道路

崩落等の危険性のある法面（のりめん）について、安全対策を実施していく。

(3) 緊急輸送道路

必要な輸送機能を確保できるよう、橋りょうや法面对策等耐震対策を最優先に実施していく。

2 鉄道施設

(1) 列車緊急停止システムの整備

地震発生時に運転中の列車を速やかに停止させるための、列車緊急停止システムを整備している。

(2) 構造物の耐震化

防災工事の際には、耐震性を考慮した線区防災強化を推進している。

第4 防災空間の整備・拡大

1 公園の整備

公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、防災村づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

2 幹線道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず震災時においては、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設・拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い村づくりに貢献するところが多い。

このため、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

3 河川の整備

河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修を進めていく。

第5 危険物施設等の安全化

1 危険物施設関係

消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

(1) 設備面の対策

- ① 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配管及び支持方法についても配慮する。
- ② 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備等については、配置換え等を行う。
- ③ 防火扉等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じ、ひかえ壁等を設置する。
- ④ 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。
- ⑤ 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

(2) 保安体制面の対策

- ① 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。
- ② 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。
- ③ 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

2 少量危険物施設関係

長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例に規定されている少量危険物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう消防機関を通して指導し、地震時の災害を防止する。

(1) 設備面の対策

- ① 無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力に指導する。
- ② 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

(2) 保安体制面の対策

- ① タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物を入れ、又は出すとき以外は閉鎖するように指導する。
- ② 地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。
- ③ 定期自主検査の完全実施を指導する。

3 毒物劇物取扱施設

現在、毒物及び劇物取締法、同施行令及び同規則において、毒物劇物の廃棄（法第15条の2、同施行令第40条）と事故の際の措置（法第16条の2）等の保安対策が規定されている。

また、設備については登録基準（法第5条、同規則第4条の4）の規則、運搬についても技術上の基準等（法第16条、同施行令第40条の2）が規定されている。さらに、保健衛生上の危害を防止するため、上記毒物劇物取扱施設には専任の毒物劇物取扱責任者の設置を義務づけている。毒物劇物取扱施設に対して立入検査を行い、法違反の是正を図っている。

- ① 立入検査体制の整備、強化を図る。
- ② 毒物劇物貯蔵タンク等の整備点検について充分留意させ、防災を考慮の上、耐震設備を講ずるよう指導する。
- ③ 中和剤等の確保及び事故発生時の応急措置体制について指導する。
- ④ 危害防止規定を作成し、管理責任体制を明確にするよう指導する。
- ⑤ 毒物劇物関係業者に対して講習会を開催し、法の遵守の徹底を図る。

第2節 津波被害の予防

(総務課)

本村は、沿岸部を抱える地形条件や過去の地震・津波の発生状況によると、津波災害を受け易い特質がある。このため、各種海岸保全施設等の整備事業の強化を県に要請する。

また、津波発生に備え、情報伝達体制及び避難体制の整備、並びに津波知識の意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を軽減するための事前対策を推進する。

第1 津波避難施設の整備

村は、千葉県が作成した津波浸水予想区域を基に、津波ハザードマップを作成し、住民に配布している。

また、避難対象地域、避難場所等を指定するとともに、避難目標ライン（海岸線から約2km、内谷川付近）を明示し、すみやかな避難を呼びかけている。

また、自主防災組織等、住民が主体となって、自治会単位で避難経路など、より実情に即した避難計画を定めるように指導してきた。

しかし、津波到達までの時間がわずか30分と短いことから、津波避難目標ラインまでの到達が困難となる場合も想定し、緊急避難場所や避難路を整備する。

1 緊急避難場所の整備

一松地区中部及び南部に築山を整備し、避難できる高台を確保する。平常時は築山公園として利用できるように整備する。

一松北部については、屋上への避難が可能な施設として、公共施設と避難タワーを兼ねた併用施設を整備する。

2 避難路の整備

津波からの避難行動がスムーズに行えるよう、村道2-5号線、村道1143号線を避難用の道路として整備する。また、村道3075号線については、橋りょうを新設し、徒歩や自転車による迅速な避難ができるように備える。

第2 津波に対する自衛体制の確立

1 津波情報受伝達体制

(1) 休日・夜間等における体制強化

休日・夜間等の勤務時間外においても職員の常駐化等により、迅速な情報伝達に努める。

(2) 千葉県防災情報システムの活用

防災情報システムを活用し、ポップアップ通知により津波情報が伝達される。また、ポップアップ通知と併せて、警告灯を鳴動させて注意喚起される。

2 地域住民等への情報伝達体制の確立

村は、あらゆる広報媒体（防災行政無線、有線・無線電話、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、津波情報の迅速かつ的確な伝達に努める。

(1) 防災行政無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため、防災行政無線が整備されており、今後ともその拡充、更新を進めていく。

(2) 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に避難活動を開始できるよう指導する。

(3) 海水浴場等の自主的情報伝達

海水浴場の管理者等に対して迅速に情報伝達するとともに、海水浴場の管理者等が、海面監視、ラジオ聴取等によって積極的に情報収集し、行政機関と協調して自主的に活動できる体制を確立させるよう指導する。

3 津波避難体制の確立

(1) 行政機関の避難勧告・避難指示

気象官署が発表する津波予報を基本とし、海面監視、地域住民等の情報、テレビ、ラジオ等の情報を積極的に収集し、それらの総合的判断のもとに、早期に避難勧告・避難指示ができる組織体制を確立するよう努める。

なお、避難勧告・避難指示に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、村長は必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示する。
- ② 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、村長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示する。なお、放送ルート以外の法定ルート等により村長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとるものとする。

(2) 行政機関の避難誘導

村は、防災行政無線、広報車、メガホンの連呼、国からのJ-ALERT等による指示誘導体の活用を基本とし、地域団体、地域住民等の自主避難と連動し、迅速的確に避難誘導を実施し得る体制を確立するとともに、自主避難等を容易にするため、避難地案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

また、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び、県の作成した「震災時における避難所運営の手引き」に基づき、日ごろから、自力避難の困難な高齢者、障がい者などの避難行動要支援者の所在把握や迅速かつ的確な避難誘導を行うために防災関係機関、自主防災組織、近隣住民等と連携した安否確認・避難誘導体制を整備するとともに、これら避難行動要支援者に配慮した構造・設備運営体制を有する避難所の確保に努める。

(3) 地域住民等の自主避難

地域住民等の避難誘導を町内会、自治会、自主防災組織等の役割として明確に位置付け、これらと行政機関とが連動し早期に自主的な避難ができる体制を確立する。

(4) 海水浴場等の自主避難

海水浴場等の多数の人々が集まる場所については、行政機関の避難誘導に連動して、又は先行して海水浴場の管理者等が自主的、主体的に避難誘導を実施し得る体制の確立を指導する。

第3 津波広報、教育、訓練計画

1 津波に関する共通認識の啓発

「地震イコール津波・即避難」の認識が、沿岸地域に限らず全域的に共通認識として定着するよう、村はその啓発に努める。

また、国の津波対策関係省庁連絡会議の「沿岸地域における津波警戒の徹底について」で示された「強い地震等を感じたら、住民等は海浜から離れ安全な場所に避難すること」、「船舶は港外に避難すること」を基本とした広報文例「津波に対する心得」を参考として、日ごろから津波警戒に関する周知徹底に努める。

2 津波に対する防災意識の高揚

村は、津波危険予想地域、海拔高標示板、避難地等の標識（示）板等の掲出に努めるとともに、防災講演会等の開催を通じ、津波に関する意識の高揚を図る。

また、県が行った津波浸水域についての調査結果や「津波浸水予測図」及び国の作成した「津波対策推進マニュアル」などを活用して、過去の津波遡上記録や現状の地形等を勘案し、津波危険予想地域や避難地域、避難場所等を記載した津波防災マップを作成するとともに、災害時取るべき行動を分かりやすく整理した地区別防災カルテ等を作成し、日ごろからこれらを配布するなどして、地域住民等への周知に努めるほか、自主防災組織等、住民が主体となって、より実状に即した避難計画を策定できるよう連携を図る。

さらに、観光地や海水浴場等の旅行者など外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地に津波防災マップの掲示、避難場所・避難路の誘導標示などにより周知を図る。

3 津波に関する広報の永続的、効果的实施

村は、広報紙、パンフレット、テレビ、ラジオ、新聞及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用するとともに、防災訓練、防災講演会、地域会合等あらゆる機会をとらえて、津波の危険性や過去の津波に関する教訓の伝承、避難方法等に関し、繰り返し、わかりやすい広報に努めていく。

4 津波防災訓練の実施

村、住民、事業所等が一体となった実践的地域訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。訓練の実施に際しては、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮したものとし、その所

在把握、避難、救出救護等の訓練を取り入れるとともに、自主防災組織、近隣住民、避難行動要支援者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求め、津波災害に対する意識を高めていくことも重要である。

また、訓練は、村及び県による訓練、自治会等単位の地域訓練等があるが、特に海水浴場では、海水浴客等の協力参加を求めた実践的訓練を日常的に工夫して実施する。

第3節 治水対策

(総務課・産業課・建設課)

本計画は、過去の被災経験並びに実状を参考とし、公共施設の維持管理と危険箇所を常時把握することによって水害を防御し及びこれによる被害を軽減し、もって住民の安全を保持する。

第1 各水防施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

1 緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

2 情報管理手法の確立

河川施設等の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

第2 浸水想定区域の予防対策

1 浸水想定区域の調査把握

県及び村は、水害による被害の軽減を図るため、水防法に基づき、浸水のおそれのある地域（浸水想定区域）をあらかじめ調査し、浸水想定区域の把握に努める。

2 浸水想定区域等の公表

村は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、洪水ハザードマップや広報紙等により、住民に対し、浸水想定区域や避難所等を周知する。

3 洪水ハザードマップの作成と公表・周知

① 河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく洪水ハザードマップの整備を促進する。

② 洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水実績図や浸水予想区域図については、河川管理者が村に対して情報提供する。

また、河川管理者自らも、インターネット等を通じて浸水実績図等の積極的公表に努める。

第3 河川管理施設等の災害予防

河川管理者等は、次により河川施設及び重要水防区域の点検、調査等の災害予防対策を講ずる。

- ① 各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。
- ② 災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。
- ③ 住宅区域への浸水による二次災害を考慮し、排水路の整備を指導する。

第4節 地盤災害の予防

(建設課)

第1 液状化対策

本村は、海岸平野の茂原低地、一宮川低地、埴生川低地にあり、地盤が軟弱な土地となっており、震災時において地盤の液状化による建物及び埋設物などへの被害の発生の危険がある。

1 危険区域の把握

効果的な液状化対策を推進していくため、村内各地域について、千葉県が調査した液状化危険度をまとめ、液状化の起こりやすい地域を把握し、液状化危険区域マップを作成して公表する。

2 道路・橋りょうの整備

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋りょうについては、液状化が予想される地盤を改良して液状化しないようにしたり、固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて橋りょうの破壊を防ぐ。

3 河川・海岸の整備

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いが、地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の液状化対策など耐震対策を緊急的に実施する必要がある。

このため、県では国土交通省で作成した堤防、護岸、水門、樋管等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づき点検を行っており、危険度の高い箇所より液状化対策をすることとなっており、村ではこれらと整合をとりながら対策を進めるものとする。

4 上下水道施設の整備

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

5 一般建築物への指導

液状化の対策は地盤そのものを改良する対策工法と、液状化の発生を前提とした構造的な対策に分類することができる。

県は、液状化対策の推進のため、民間事業者に対して、十分な地盤調査を実施し、地盤・土質条件に適合した適正な液状化対策工法を選定して行うよう指導することから、村はこれに協力する。

また、パンフレットの配布、講演会の実施等により建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策に関する普及・啓発に努める。

第2 地盤沈下対策

1 排水施設の整備

本村は、地盤沈下による危険区域に指定されているが、著しい地盤沈下が進行すると、海岸、河川沿いの土地では高潮、洪水の危険度が高まると同時に、自然排水機能が低下し、排水に支障をきたすこととなる。

このため、地盤沈下により低くなった河川沿いの地域においては、洪水に対処するとともに、排水不良も併せて改善するための排水機場を設置する。

2 地盤沈下の防止

海岸部や河川沿岸等の低地帯は、地震による浸水等の災害に対してせい弱である。従来から行ってきた地盤沈下防止対策は、低地帯化の進行を停止させ、被害防止に資するものである。地盤沈下の防止には、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが肝要であり、そのため県は、次の対策を講ずるものとする。

(1) 地下水の採取規制

法令（工業用水法、ビル用水法及び県環境保全条例等）に基づく適切な指導を行う。

なお、避難場所や医療機関等における緊急に必要な最小限の用水を地下水で確保できるよう、一定の条件を具備した非常用井戸に限り設置できるようにする。

また、地下水盆の地下水位の変化を監視するため、地盤沈下・地下水位観測井による監視を続ける。

(2) 天然ガスかん水汲上げ対策

地盤沈下防止協定及び細目協定に基づく「天然ガスかん水地上排水量の削減及び地下還元等の指導」を行うとともに、沈下の大きい地域については、さらにかん水汲上げの自主規制を指導する。

また、新たな天然ガス開発計画に対しては「天然ガス井戸設置基準」に基づき指導を行っている。

第5節 その他災害の予防

第1 農作物等の水害予防対策

(産業課)

1 水害に対する恒久的な防ぎ方

(1) 農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期を避けた栽培、水害に対して抵抗力のある作物の栽培、農業の多角経営、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れたうえで、利益の期待値を大きくするなど、様々な方法がとられている。時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にとどめる。

(2) 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

2 水害に対する応急的な防ぎ方

(1) 水害直前の対策

水害が予想されるときは、土のうの配置、あるいは臨時の堤防を築くほか、ポンプ排水の放流などを行い、洪水の調節に努める。また、移動の可能な被災物を外に移動する。水害が予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておき、排水のための準備、避難の準備をしておく。

第2 火災予防計画

(総務課・広域消防本部)

各種火災に対処するため、消防職員、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして予防消防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努め、もって住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減する。

1 火災予防査察

火災予防運動週間中を重点的に、長生郡市広域市町村圏組合消防本部（以下「広域消防本部」という。）が、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

2 不特定多数の者を収容する建築物の防火対策

広域消防本部は、不特定多数の者を収容する建築物の管理権限者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ① 自衛消防組織の編成及び消火、通報、避難の訓練の実施
- ② 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- ③ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務及び従業員等に対する防災教育の実施

3 危険物施設等の防火対策

広域消防本部は、危険物施設等の所有者、管理者に対して次のような指導を行う。

- ① 自主防災組織の確立、保安要員の適正な配置、並びに危険物取扱従事者に対する教育の実施
- ② 施設及び消防用設備等の適正な維持管理、保安の確保

4 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織の充実強化

村は、県の指導により、消防職員の確保、広域消防本部、署等の消防組織の充実強化を推進する。

(2) 消防施設等の整備充実

村及び広域消防本部は、県の指導又は支援を受けて、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。

(3) 消防団の活性化の推進

消防団は、災害時においては水防、救出・救助、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。このため、村は、次の対策を実施するとともに、消防団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

- ① 消防団に関する住民意識の高揚
- ② 処遇の改善
- ③ 消防団の施設・設備の改善
- ④ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- ⑤ 機能別団員・分団の採用推進

5 林野火災対策

最近の林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者が多くなるに伴い、その発生件数も多くなってきている。

また、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、村は、消防機関と協力して初期消火体制を整備する。

第3 高潮災害予防計画

(建設課)

本村の海岸部は、県立九十九里自然公園に指定されており、中でも砂防林を含む砂丘地帯は特別地域となっている。また、この砂防林は保安林としての指定を受けている。これらは、台風の来襲等により高潮、波浪災害を受ける可能性があり、高潮災害に対する防止対策を講じておく必要があるため、海岸・護岸施設等の整備事業を継続して推進する。

1 海岸浸食対策

近年、全国的に海岸の浸食・砂浜の消失が進行している。一般に、海岸浸食の原因として挙げられているものは、ダム等の構造物建設による河川からの土砂供給量の減少、漁港等の構造物建設による沿岸漂砂の遮断、温暖化に伴う海面上昇、海浜・河川における砂利採取などである。海岸浸食対策は、本村にとって防災上重要な課題の一つであることから、関係機関と連携して、各種対策を推進する。

- ① 村は、海岸線の浸食を防止するための対応策を県に要請していく。
- ② 県は、森林によって潮風害を防止するとともに、高潮、津波等の被害を防止するため、海岸防災林造成事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、直接波浪による浸食を防止するため防潮堤工事を施工し、この後方に森林を造成して、それぞれの持つ防災機能効果の促進を期するものとする。

第4 風害予防計画

(産業課・建設課)

本村における森林面積は村の総面積の8.4%を占めている。また、森林法に規定された保安林地域は、一松地区の一部にあり、これら山林が農耕地、住宅地の防風林としての使命を果たすとともに、治水及び営農上にも貢献するところが多いためその保全に努める。

1 風害防止施設

一松海岸地帯に約54haの飛砂防備林、潮害防備林の保安林があり、強風時における住居、農作物等の被害を防止している。

2 農作物等の風害防止対策

農作物の風害防止について常時指導し、防災対策を講じ、被害の防止を図る。

(1) 風害の恒久的対策

① 防風林の設置

ア 設置場所

通年的に平地では北方（冬の季節風）や南西又は南東方に（暴風雨、台風対策のため）設置する。

イ 幅員及び樹高

通常20～30m幅が望ましい。樹高は一般に高い方が防風効果も高い。

ウ 樹種と選定条件

防風林用の樹種としては、その土地に適し、成長が早く枝条や葉が密生する樹種、耐風性があるほかに耐寒性等の伴う樹種が望ましい。

② 防風垣の設置

ア 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

イ 幅員及び高さ

一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。

第5 雪害予防計画

(総務課・建設課)

異常降雪等により予想される交通の途絶等、雪害に対処するため、県と連携し具体的計画を定めて被害の拡大を防ぎ、住民生活の安定に寄与する。

1 雪害予防の体制

村は、気象官署の発表する注意報・警報及び情報並びに現地情報を勘案し、降雪状況に応じて村道の交通確保等に必要な体制をとる。

なお、雪害情報の連絡体制については風水害編の「気象注意報・警報等伝達計画」に定めるところによる。

2 道路雪害防止事業

本村においては、年間積雪量が極めて少ないので特別な施設、事業はないが、状況に応じ、村所有のショベル機械等による除雪と人力による除雪によりこれに当たる。特に夜間凍結によるスリップ事故防止対策を講ずる。

3 消防団員の出勤と住民の除雪協力

村は、主要幹線道路の交通を確保するため、また、緊急に除雪作業を行うため、消防団、住民、各種団体等に対し協力を要請する。

第2章 防災体制整備計画

第1節 防災体制の確立

第1 初動配備体制の整備

1 初動配備体制の充実・周知

突発的な災害、特に夜間・休日などの勤務時間外であっても速やかに対応できるように、発災時には自動的に防災体制を立ち上げるべく、「職員の災害時初動マニュアル」の作成・更新を図りつつ、職員へ周知を図る。

2 自主的な参集訓練の実施

発災時には勤務時間内・外を問わず、迅速に村内指定箇所に参集し、防災活動を行うための訓練を実施する。特に避難所の担当職員に関しては、所属部署ではなく居住地により選定する。

3 緊急連絡機器及び連絡網の整備

勤務時間内・外を問わず緊急連絡のため、本部長（村長）、副本部長（副村長、教育長）、消防団支団長、本部員となる課長をはじめとする主要な職員については、MCA無線など緊急連絡機器の配備を検討する。また、人事異動にあわせて連絡網を整備し、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進する。

第2 職員動員体制の確立

1 動員配備計画の作成

村は、災害が発生した場合に備え、災害応急対策を実施するために必要な人員を動員配備し、応急対応活動の長期化に備えた職員のローテーションをあらかじめ定めるため、「職員動員表」を作成し、随時更新する。

各課長は「配備区分」（警戒体制・非常体制）に基づき所管の部班（課）ごとに、職員の居住地を勘案し、実践的な「動員配備計画」及び伝達計画（平常業務時、休日・退庁後）を作成し、総務課長に報告する。

「動員配備計画」の作成に当たっては、今後作成する村の業務継続計画（BCP）に基づき、非常時優先業務として、通常業務の中で停止や休止ができない業務、災害時の応急対策業務、迅速な対応が求められる復旧・復興業務の実施にも配慮する。

第4 災害対応個別マニュアルの整備

各課及び個々の職員が、災害発生直後の初動期及びその後の時系列的な状況の変化に応じた的確な対応ができるよう、実践的な災害時職員対応マニュアルを作成し、周知徹底を図る。

災害時職員対応マニュアルは、地震、風水害、その他の災害も想定して作成する。なお、マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応し、毎年度検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対応マニュアルの内容は、次の事項とする。

(1) 共通事項

- ① 災害時における体制（動員体制等）
- ② 活動・初動体制、施設・備蓄、連絡先、個人別覚書（携帯品等）
- ③ 災害時における各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- ④ 通信が途絶し指示が受けられない時の行動指針
- ⑤ 地震・風水害・その他災害に関する基礎知識

(2) 個別事項

- ① 庁舎の機能（安全）確保
- ② 対策本部の設置
- ③ 情報収集伝達
- ④ 広域連携
- ⑤ 避難（避難誘導、避難所開設・運営、食料・物資供給など）
- ⑥ 交通の確保
- ⑦ 捜索・遺体の埋火葬
- ⑧ 廃棄物処理
- ⑨ ライフライン復旧（水道、下水道の復旧）
- ⑩ 被災者支援（り災証明発行、仮設住宅、義援金受け入れ・配分等）
- ⑪ ボランティア支援

第5 本部設置の準備**1 災害対策本部設置場所**

本部の設置場所は、原則として村役場庁舎2階公室とする。

ただし、役場庁舎が被災して使用できなくなった場合には、代替え施設として、本部長が指定する場所に設置する。

第一候補：長生村文化会館

第二候補：長生中学校

2 通信設備の整備

災害対策本部にあっては、情報の収集・伝達など外部との連絡が不可欠であるため、本部設置場所には、あらかじめ以下の通信設備を整備する。

- ① 災害時優先電話
- ② 携帯電話
- ③ 防災行政無線

3 非常電源の確保

停電となった場合に備えて、平時より自家発電設備の点検整備を行う。また、周辺設備の耐震化についても整備を行っておく。

4 本部開設に必要な資機材の整備

本部開設に伴い必要となる資機材については、あらかじめ設置場所に準備しておくか、分担して確保しておく。

本部開設に伴い必要となる資機材は、以下の通りである。

<本部必要備品>

- ① 通信機器類：移動系無線、災害対応用臨時電話、有線電話及びファクシミリ、携帯電話、庁内放送設備
- ② 映像機器類：パソコン、プロジェクター、テレビ、ラジオ
- ③ 地図類：被害状況図版、住宅地図その他地図類
- ④ 連絡先等書類：防災関係機関一覧表、災害処理表その他書類一式
- ⑤ 事務機器類：複写機、筆記用具など事務用品

5 長生村議会災害対策本部との連携

村に本部が設置されたときは、直ちに長生村議会災害対策本部と連携し救助活動及び救護活動等、協力体制を確立する。

第2節 防災拠点とネットワークの整備

第1 防災拠点の整備

1 防災拠点の区分

防災活動の拠点となる以下の施設について、食料、生活必需品、医薬品の備蓄を行うとともに、非常通信施設や非常用電源の整備を行う。

<表—防災活動拠点>

区分	内容	場所
防災中枢拠点	災害対策本部を設置し、村の統括的防災活動を行う	役場庁舎 2階公室(使用できない場合は村長が指定した施設)
地区防災拠点	各地区の応急・復旧活動の拠点となり防災中枢拠点をバックアップする	八積・高根・一松の3小学校
広域防災拠点	応援部隊の活動拠点	旧・長生高等技術専門校施設・用地または長生中学校
救出・救護活動及び避難拠点	住民の安全確保を図る	入山津分署、医療救護所及び医療施設、緊急津波避難場所など
物資集積拠点	非常用物資の集積・供給を行う	旧・長生高等技術専門校施設・用地または長生中学校
交通拠点	物・人の広域輸送を行う	臨時ヘリポート、物資集積場

2 防災中枢拠点

災害対策本部を設置した場所を防災中枢拠点とし、総括的防災活動を行う。震災時は、役場庁舎を防災中枢拠点とする。

役場庁舎が被災して使用できない場合は、第一候補として長生村文化会館を拠点とする。第二候補については、長生中学校とし、被害の状況に応じて災害対策本部長が指定する。

3 地区防災拠点の整備

災害時に、地区の応急・復旧活動の拠点となり、防災中枢拠点をバックアップするとともに、自主防災組織の活動拠点として、村内3か所の小学校を地区防災拠点に位置づける。

これらの地区防災拠点は、耐震性を確保した施設とし、MCA無線機を配備するとともに、無線LAN等の整備により、防災中枢拠点との情報通信体制を強化する。

災害時における地区防災拠点の役割は、以下の通りである。

- ① 地区内の被害状況などの把握
- ② 災害対策本部への被害状況などの報告
- ③ 災害対策本部からの指示その他情報の住民への伝達
- ④ その他自主防災組織との連携による避難住民の誘導など

4 広域防災拠点の整備

被害が大きく、広域からの応援が必要な場合に、応援部隊を受け入れ、活動の拠点となる場所として、旧・長生高等技術専門学校、長生中学校を位置づける。旧・長生高等技術専門学校については、物資の集積拠点を兼ねる。

防災中枢拠点との情報通信体制については、MCA無線機や可搬型無線機、携帯型無線機等を活用する。

5 救出・救護活動及び避難拠点

住民の安全確保を図るための、救出活動拠点として、入山津分署を位置づけるが、津波警報が出された場合には、別に保健センターなどを救助・救護活動拠点として指定する。

防災中枢拠点との情報通信は、MCA無線機、または消防無線による。

救護活動拠点については、村又は県が設置するが、設置場所については、医療機関との連携を図る必要性があるため、第一候補地として八積小学校敷地内とする。

避難拠点としては、村内の小学校、中学校を位置づけ、食料・飲料水・生活物資等の一定の備蓄を行うとともに、施設の耐震性を確保する。

また、防災中枢拠点及び地区防災拠点との情報連絡体制を確保するため、MCA無線の整備を図る。

6 物資集積拠点

非常用物資の集積・供給を行うため、物資集積拠点として、旧・長生高等技術専門学校または長生中学校を位置づける。食料・飲料水・その他生活必需品等を集積し、災害対策本部及び地区防災拠点と連携しながら、必要な物資の供給を行う。

また、関係企業との協定締結を推進し、民間との連携を図るものとする。

防災中枢拠点との情報連絡体制は、MCA無線機を活用する。

7 広域輸送拠点

物資の広域輸送や緊急患者の搬送などの人の広域輸送拠点として、臨時ヘリポート（長生中学校、旧・長生高等技術専門学校、尼ヶ台総合公園）を位置づける。

また、関係企業との協定締結を推進し、民間との連携を図るものとする。

防災中枢拠点との情報連絡体制は、MCA無線機を活用する。

第2 緊急輸送ネットワークの整備

1 緊急輸送道路の指定

緊急輸送を円滑に実施するため、あらかじめ県、隣接市区町村、防災関係機関、関係企業と協議の上、防災活動拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

第3節 情報連絡体制の整備

(総務課)

大規模な災害に備え、村は、情報収集・伝達手段として無線その他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。このため、村は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

第1 村防災行政無線の整備

- ① 村は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線等の整備拡充を計画的に実施する。
- ② 各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持するよう努める。
- ③ 機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的を実施する。
- ④ 停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する。

第2 その他の通信設備の整備

1 アマチュア無線の活用

本村内在住のアマチュア無線局と平常時から連絡を密にし、非常通信必要時に備え協力を依頼する。

2 その他通信網の整備

CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実を努める。

第3 非常通信体制の整備強化

村は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図り、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備拡充に努める。

1 非常通信訓練の実施

災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い通信方法の習熟と通信体制の整備充実に努める。

2 非常通信の普及・啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及・啓発を行う。また、関東地方非常通信協議会への加入促進を図る。

第4節 防災施設等整備計画

(総務課・広域水道部)

災害から住民の生命や財産を守るための防災拠点となる備蓄拠点、消防施設・設備、避難所等の各種防災施設の整備を図る。

第1 備蓄物資の整備

村は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要となる食料、生活必需品等の物資について、各地区（自主防災組織）ごとの防災計画との整合を図り、適切な備蓄及び調達体制を整備する。

また、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなどの体制の整備に努める。

なお、地域では、必要に応じて備蓄計画を定め、自主的な防災体制の整備に努める。

第2 水防用資機材の整備

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材を整備している。これらの水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧等にも対応できるよう整備に努める。

第3 消防設備等の整備

1 消防機械等

本村の消防機械等の設備については、今後も必要に応じ、整備・強化を図っていく。

2 消防水利の整備

本村の消防水利については、今後も国で定める「消防水利の基準」に基づき、整備を推進するとともに、既存水利の機能維持を図る。

3 貯水施設等の整備

村は、広域水道部等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の飲料水を確保するため、避難所等に飲料水兼用型貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を行う。

なお、広域水道部は、飲料水兼用型貯水槽の整備について、積極的に協力をするものとする。

第4 避難所等の整備

1 避難所等の整備

村は、県が定める「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」により、避難所等の選定を行い、特に避難所等の整備については、「震災時における避難所運営の手引き」の記載内容及び次の点に留意する。

- ① 避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置する。
- ② 避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ③ 避難所に指定した建物については、救護所、貯水槽、井戸、通信機器等施設・設備の整備に努める。
- ④ 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- ⑤ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難生活の長期化等に対応するため、福祉避難所の整備に努めるとともに、簡易ベッド、簡易便所等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- ⑥ 被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

2 ヘリコプター緊急離着陸場の確保

ヘリコプターの緊急離着陸場については、特に、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所と緊急離着陸場の区別等所要の措置を講ずる。

第3章 住民の安全確保に対する備え

第1節 消防・水防活動

第1 地震火災の防止

1 建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次により推進する。

(1) 防火、準防火地域の指定

村は、建築物が密集し、震災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を検討していくとともに、耐火建築物又は準耐火建築物などの防火性を有する建築を促進する。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、該当地域の選定を行った上で、地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

(2) 屋根の不燃化

市街地における延焼の防止を図るため、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

2 不燃化促進事業

大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

関東地震の死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。そのため地震時においては、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えるため不燃化促進対策を実施する。

3 出火の防止

(1) 一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため村は、自治会等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行うこととし、「すばやく火の始末、火が出たらまず消火」等の地震の心得の普及及び徹底を図る。

(2) 防火対象物の防火管理体制の確立

村及び消防機関は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

(3) 予防査察の強化指導

村は、消防機関と協力し、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な査察等を実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策に万全を期する。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

村及び消防機関は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実

施すよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

また、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例の規定による少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

(5) 化学薬品等の出火防止

村は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

(6) 消防同意制度の活用

村は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

第2 初期消火

1 消火器具設置の促進

村及び広域消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

2 知識・技術の普及等

村及び広域消防本部は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、自主防災組織の育成を指導する。

第3 延焼拡大の防止

1 常備消防の強化

村は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも災害態様の変化に応じた適正な消防力の増強を図っていく。

2 消防団の強化

消防団は、震災時に消火活動を行うとともに平常時は住民等に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。

〈消防団員の確保のため村の留意すべき事項〉

- ① 消防団に関する住民意識の高揚
- ② 処遇の改善
- ③ 消防団の施設・装備の改善
- ④ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- ⑤ 機能別団員・分団の採用の推進

3 消防水利の整備

震災時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

- ① 耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、河川やプールなどの自然水利等の確保をより一層推進していく。
- ② 火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を検討していく。
- ③ 家庭における消火用水（風呂水等）について啓発・指導する。

第2節 避難行動要支援者対策計画

（住民課・福祉課）

近年、高齢化、国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、外国人など災害対応能力の低い人々の犠牲が目立っており、阪神・淡路大震災においても多くの避難行動要支援者といわれる人々が犠牲となった。このため、災害から避難行動要支援者を守るため安全確保対策の一層の充実を図る。

第1 在宅避難行動要支援者に対する対応

1 避難行動要支援者避難支援計画

村は、「長生村避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者の所在を確認して避難行動要支援者登録を推進するとともに、それぞれの態様に応じた避難支援体制の整備を図る。

（1）避難行動要支援者の範囲

避難支援の対象となる避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者（家族等の介助により避難に支障がない者を除く。）とする。

- ① 身体障がい者のうち障害者手帳を有する者で、障がいの程度が1級及び2級の者
- ② 知的障がい者のうち療育手帳を有する者で、障がいの程度が㊦ ㊦の1、㊦の2、Aの1及びAの2の者
- ③ 精神障がい者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者で、障がいの程度が1級及び2級の者
- ④ 要介護認定者で要介護3以上の者
- ⑤ 一人暮らしの高齢者
- ⑥ 高齢者のみの世帯
- ⑦ その他村長が必要と認める者（傷病者、外国人、乳幼児、妊産婦等）

（2）避難行動要支援者の把握

村は、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障がい者等いわゆる「避難行動要支援者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

（3）地域における支援体制の整備

村は、自主防災組織等の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

村における避難行動要支援者への各種支援体制については、国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき支援計画の策定など体制整備に努める。なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、支援体制の中に女性を位置付けるものとする。

2 防災設備等の整備

村は、県の支援を得て、ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努める。

また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置等の推進に努める。

3 避難施設等の整備

村は、避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所の確保に努め、避難行動要支援者が避難生活を送るために必要な次の資機材等を、あらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。

- ① トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品
- ② 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備

村は、県の作成した「震災時における避難所運営の手引き」に基づき、避難行動要支援者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

4 防災知識の普及、防災訓練の充実

村は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解が高まるよう努める。

5 注意報・警報・避難指示等の情報伝達

村は、避難行動要支援者については、その状態に応じた情報伝達体制を確立するよう努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による警報等の周知を図る。

6 避難計画

(1) 避難誘導

村は、本計画の定めるところにより避難誘導を行うが、国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「震災時における避難所運営の手引き」を活用する。

(2) 避難順位

避難誘導は、移動若しくは歩行困難な者を優先して行い、優先順位は、おおむね次のとおりとする。

- ① 介護を要する高齢者及び障がい者
- ② 傷病者
- ③ 乳幼児及びその保護者・妊産婦
- ④ 高齢者・障がい者
- ⑤ 児童生徒
- ⑥ 防災従事者

7 避難後における避難行動要支援者への対応

村は、避難行動要支援者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態の把握等に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。

このため、施設緊急入所が可能な社会福祉施設等の整備を促進するとともに、平素より入所可能状況等の把握に努める。

応急仮設住宅への入居については、避難行動要支援者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置等について検討しておく。

8 被災した避難行動要支援者等の生活の確保

災害時のショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士・介護福祉士・児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- ① 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- ② 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第2 社会福祉施設等における防災対策

1 施設の安全対策

社会福祉施設の管理者等は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

2 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、村との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

3 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者等は、施設の職員や入所者が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を定期的実施する。

また、施設職員や入所者が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

3 外国人に対する防災対策

村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人登録時等多様な機会に防災対策の周知を図る。

- ① 多言語による広報の充実
- ② 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- ③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

第3節 学校等の安全対策

(総務課・建設課・学校教育課・生涯学習課)

第1 学校の備え

1 村の行う災害対策

(1) 学校防災マニュアルの策定に関する指導・助言

村は、所管する学校に対し、災害時の教育活動の確保、学校の災害対策に関する内容を記載した、「学校防災マニュアル」の策定の指導を行う。また、マニュアルが随時学校や地域の実態に即したものになるよう、適宜見直し、改善の指導を行う。

(2) 教材などの確保

教材用品の調達及び配給の方法について、常時在庫、配送体制の確立を行い、適宜必要数を確保できる体制を確立する。

また、教材学用品についても、災害時の供給に備える。

今後は、災害時の教材供給に関して協議・確認を適宜行い、協定を締結する。

2 学校長の行う災害対策

(1) 学校防災マニュアルの策定

学校長は村の指導・助言のもと、学校の立地条件などを考慮した上、平時より災害時の学校防災マニュアルを策定するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。

マニュアルの策定に当たっては、学校長が行う災害発生時の対応に関する内容に十分考慮する。

(学校長の災害発生時の対応)

- ① 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- ② 災害の規模、児童・生徒、職員及び施設設備などの被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告する。
- ③ 状況に応じ教育委員会と連絡を取り合い、臨時休業措置の実施、児童の保護者への引渡し又は校内での保護、生徒の登下校の安全確保に努める。
- ④ 避難所担当職員と協力して、避難所の開設など災害対策を行い、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。
- ⑤ 地域住民や地域自主防災組織との協力体制を確立する。
- ⑥ 各学校で準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
- ⑦ 児童・生徒などが被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関などへの連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。
- ⑧ 保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症などの予防に万全を期する。

(2) 学校防災マニュアルの周知徹底

学校長は、所属職員に対し学校防災マニュアルの内容を周知徹底し、災害時の円滑かつ迅速な活動が実現できるよう努める。

第2 保育所の安全に対する備え

1 防災計画の策定

村は、災害時の保育活動の確保、保育所の災害対策に関する内容を記載した、防災計画の策定を行う。また、計画が保育所や地域の実態に即したものになるよう、適宜見直し・改善を行う。

防災計画は、以下の内容に考慮して策定し、職員に対して周知徹底を図る。

- ① 村の防災計画における保育所の位置づけを確認し、保育所の役割分担を明確にするとともに災害時の対応を検討する。
- ② 園児の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置並びに保護者などへの連絡方法を検討する。
- ③ 警察、消防署（団）との連絡体制・協力体制を確立する。
- ④ 勤務時間外における所属職員への連絡や非常招集の方法を定める。
- ⑤ 残留園児、保護者のいない幼児・児童の保護についての対策を検討する。
- ⑥ 地域住民や地域自主防災組織との協力体制を確立する。

2 必要物資の確保

災害時の保育活動に備え、粉ミルク、ほ乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着などの育児用品の必要数を把握し、備蓄を行う。

また、取扱業者と協定を締結し、調達体制を確立する。

第2 文化財の災害予防対策

1 文化財の保護

文化財を経年の老朽から守るために保存修理を実施し、後世に受け継がれるよう保護対策を講じているが、文化財建造物は木造建築が主流であり、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な防災予防に関する努力が必要である。

2 文化財の防災対策

文化財を火災などの災害から防ぐためには文化財の所有者及び管理者の最大限の注意とそれを援護する周辺の人々や村など公共機関の協力が必要である。一度出火すれば木造建築は焼失するおそれがあることから、初期消火が重要である。

消火設備としては取扱いの簡便な消火器のほか、消火栓設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆い延焼を防ぐ設備などがあり、これらを設置するとともに、自動火災報知器設備、漏電火災警報設備の設置により火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

3 文化財の防災体制

火災の発生を未然に防ぐため、日ごろから適切な防火管理を行う。管理に当たっては定期的な巡視と監視を行うほか、環境の整備と危険箇所の点検を消防機関の指導を受け適切に行う。

火災が発生した場合には、その被害を最小限にとどめるため初期消火活動を行い、消防機関への通報を速やかに行えるような体制を整えておく。

4 文化財の災害予防計画

毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、文化財建造物の消火訓練を消防機関と教育委員会等の協力のもとに行う。

火気に対する災害予防対策は、防火設備の充実は言うまでもないが、文化財の周辺環境について整理・整頓を図るとともに、火気の使用について十分な注意を払う必要がある。特に建造物の周辺においては、たき火、喫煙等の行為は絶対に禁止することとし、灯明、ローソク、線香などについては倒れない構造のものを使用し、周辺に燃え移る可燃物がないかの確認をする一方、火気は持ち運ばないように取扱う。

また、容量を超える電気の使用は避け、電気配線を考慮した器具の使用など十分な注意が必要である。

さらに、地震の揺れにより損壊した木造建物等への電力の供給再開により、電氣的火災（通電火災）が発生するおそれがあることを周知する。

第4章 災害対応力の向上

第1節 地域の防災体制の充実・強化

第1 自主防災の体制整備促進

(総務課)

大災害が発生した場合、被害が広域にわたるため、防災関係機関のみで対処することは困難になることが予想されることから、各地域で自発的に消防活動を行う自主防災組織及び事業所防災体制の強化を図る。

1 自主防災組織の育成

(1) 自主防災組織の役割

大規模災害が発生した際の初動期には、地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。各地域は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との自覚のもとに、自主防災組織を結成し、平常時から地域を守るために各種手段を講ずるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

(2) 自主防災組織の活動形態

平常時	1 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 2 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 3 消火用資機材、応急手当用医薬品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理 4 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成
発災時	1 出火防止及び初期消火の実施 2 地域内の被害状況等の情報収集、住民への避難勧告等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 3 救出救護の実施及び協力 4 集団避難の実施 5 炊出しや救助物資の配布に対する協力

(3) 自主防災組織の育成・強化

① 組織化及び活性化の促進

村は、県と連携し、既存の自治会等を積極的に活用し、自主防災組織の結成を推進するとともに、その育成を図る。また、結成後は、組織のリーダーを中心に情報提供などを行い、意識の高揚を図る。

さらに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなど工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。

- ア 自主防災組織への資機材の整備支援
- イ 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
- ウ 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
- エ 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
- オ 広報活動(地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及等)

自主防災組織は、日ごろ地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

② 地域団体の活用

村は、自治会等のほか、地域活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災体制の充実・強化を図る。

第2 事業所防災体制の強化

1 防火管理体制の強化

不特定多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、広域消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

2 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災関係機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。このため、広域消防本部は、危険物施設等管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

3 企業防災の促進

- ① 県、村及び商工会等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果す役割が十分に実施できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。
- ② 企業は、災害時の企業の果す役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

第2節 防災教育の推進

(総務課・学校教育課)

村は、各所属職員をはじめ、住民等に対し災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。なお、防災意識の普及に当たっては、小・中学生、高齢者、障がい者、外国人等避難行動要支援者への広報に十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。

第1 実施方法

1 新聞の利用

各新聞社の協力を得て防災に関する知識を普及し、広報効果の実をあげる。

2 ラジオ、テレビの利用

防災に関する知識の普及・啓発は常時行うことが必要であるが、なお、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。

3 広報紙の活用

災害多発時期には、台風、地震に関する心得、また、火災発生シーズンには、火災防止の心得等を広報紙に掲載し、全世帯に配布し、住民の啓発に努める。

4 広報車による防災知識の普及

季節的災害のシーズンには、随時広報車を利用し、地域住民に防災に関心をもたせるように努める。

5 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

災害の予防対策に役立てるため、地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して住民の防災意識の高揚を図る。また、村職員その他関係者に対しても随時実施する。

6 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の高揚を図るため、教材となる資料を提供する。小・中学生の10年先を見据えた防災教育を計画、実施する。

7 インターネットの活用

ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

第2 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、災害関係職員及び住民に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に行う。

1 災害予防の概要

災害による被害の防止が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば火災予防あるいは台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するように努める。

2 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努める。

- ① 気象注意報・警報の種別と対策
- ② 避難する場合の携帯品
- ③ 避難予定場所と経路等
- ④ 被災世帯の心得ておくべき事項
- ⑤ 地域防災計画の概要

第3節 防災訓練の実施

(総務課・建設課)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は現地で、総合的かつ計画的な訓練を実施する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努めるものとする。

第1 水防訓練

村は、水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を想定して水防管理団体と連携して実施する。さらに県等が実施する水防訓練に参加し、訓練効果をあげる。

1 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果のあがる時期を選んで実施する。

2 実施地域

河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

3 方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

第2 消防訓練

村及び消防団は、消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し実施する。

第3 災害通信連絡訓練

災害時における防災無線放送等の連絡不能時を想定し、実施可能な通信連絡訓練を随時実施する。

第4 避難等救助訓練

村とその他関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、鉄道、社会福祉の施設、工場、事業場等にあっては、収容者等の人命保護のため、避難訓練を実施する。

また、地域住民の参加を得て、地域の実状に即した避難訓練を行う。

第5 総合防災訓練

村は、県及び関係機関の協力を得て、大規模災害を想定した各種の総合防災訓練を実施する。

第1章 災害時受援計画

第1節 国からの支援受入れ

第1 受け入れ体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。そのため村は、千葉県との相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

国が行う活動は以下のとおりである。

- ① 自衛隊の災害派遣
- ② 警察の広域緊急援助隊
- ③ 消防の緊急消防援助隊
- ④ 医療の広域医療支援
- ⑤ その他災害応急対策（国との防災訓練で検証がなされている業務等）

第2 村が行う活動

1 千葉県への支援要請

村は、国からの支援を必要とする場合、千葉県に支援を要請する。

- ① 自衛隊への災害派遣要請
- ② 警察への広域緊急援助隊の派遣要請
- ③ 消防への緊急消防援助隊の派遣要請

2 受入体制の整備

- ① 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制
- ② 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点の選定

3 支援受入の対応

- ① 受入窓口の設置
- ② 支援の範囲又は区域の選定
- ③ 担当業務の伝達
- ④ 支援の内容の伝達

なお、受入が長期にわたる場合、村は支援要員の宿泊のため、村有施設の提供、周辺市町との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講ずる。

また、食料の調達、移動手手段の確保、健康管理等にも配慮するものとする。

第2節 地方公共団体からの支援受入れ

大規模な災害に際して、救援活動に専門的な知識又は技術が必要な場合、広範囲又は長期に及ぶ場合、多くの地域からの人員や支援物資等の支援を円滑に受け入れるための対策をあらかじめ定める。

第1 受入れ体制の確立

他の地方公共団体の、専門的技術及び知識を有する職員や支援物資等を受入れるため、県及び村が連携し、体制を確立する。

1 受入れる支援体制の種類

- ① 法律に基づく都道府県、市町村からの支援受入
- ② 全国町村会からの支援受入
- ③ 協定等に基づく都道府県、市町村、企業からの支援受入

2 受入れる支援の種類

- (1) 災害救助に関連する業務
例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供・確保等
- (2) 医療支援に関連する業務
例：医療班、臨時ヘリポートの提供等
- (3) 被災生活の支援等に関連する業務
例：物資の支援、応急危険度判定等
- (4) 災害復旧・復興に関連する業務
例：被災者の一時受入、職員の派遣〈事務の補助〉

第2 村が行う対策

1 受入体制の整備

村は、受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員等を円滑に受入れるため、次の体制整備の検討を行う。

- ① 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制
- ② 他の地方公共団体と緊急輸送道路、備蓄状況などの情報の共有
- ③ 他の地方公共団体と連携した防災訓練の実施

2 受入対応

- ① 受入窓口の設置
- ② 受入れる支援の範囲、区域の選定
- ③ 担当業務の伝達
- ④ 受入れる支援の内容の伝達
- ⑤ 輸送手段及び輸送路の確保

- ⑥ 応援隊宿舍の確保
- ⑦ 支援物資集積拠点の開設及び配送計画

村は他市町村と災害時の活動に関する相互応援協定を締結しており、災害時の応援要請手続き円滑化のために、協定書において定めた応援内容及び要請手続きの確認、要請手続きのマニュアル化、申請書類の様式化を行う。

第3節 ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生した場合には、全国から集まるボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティアグループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受入れる。

第1 ボランティア受入れ体制の確立

村は、地域以外からのボランティア等（一般及び専門活動）を円滑に受入れるため、村社会福祉協議会及び日本赤十字社千葉県支部、県社会福祉協議会などと連携し、災害ボランティアの受入れ体制を確立する。

1 構成機関と連携

災害ボランティアセンターの運営は、ボランティア団体等の協力の下に、村社会福祉協議会が行う。村は、効果的なボランティア活動が実施されるよう、支援や行政機関及び関係機関等との連絡調整等を図る。

2 ボランティアの種別

災害時には、介護や通訳、建物判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、各部・関係団体等は専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

第2 災害ボランティアセンターの設置・運営

災害ボランティアセンターの設置・運営については、次のとおりとする。

1 災害ボランティアセンターの設置・運営

村は、村社会福祉協議会と連携を図り、災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターは、長生村福祉センターに設置を予定し、情報提供や必要な支援を行う。

災害ボランティアセンターは、村社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体等の支援を受け、運営を行う。

第4節 公共的団体からの支援受入

大規模な地震災害・風水害・その他災害等の大災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。国内の公共的団体からの組織的支援を、他機関との連携により円滑に受入れる。

第1 受入体制の確立

村は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制を整える。

1 村が行う対策

村または所掌事務に係る公共的団体に対して、応急対策等に対しあらかじめ協定を結ぶなどその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

2 公共的団体と活動

(1) 公共的団体

医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工関係団体、建設・工事関係団体、生活協同組合、青少年団体、婦人会等

(2) 求められる公共団体の協力活動

これらの団体が行う活動、協力業務は以下の通りである。

- ① 異常現象、危険な場所などを発見したときに関係機関へ連絡すること
- ② 災害発生時における広報などに協力すること
- ③ 避難誘導及び避難場所内での救援に協力すること
- ④ 被災者の救助業務に協力すること
- ⑤ 炊き出し及び救援物資の調達配分に協力すること
- ⑥ 被害状況の調査に協力すること
- ⑦ 医療品・寝具の調達に協力すること
- ⑧ その他必要な協力事項が発生したときに協力すること

第5節 店舗など事業者との協力

第1 事業者との応援協力協定の締結

大規模災害時に村が行う応急・復旧対策業務に関して、村内で営業する事業者から必要な物資、資機材などを、積極的かつ優先的に供給を得られる体制の確立に努める。

第2章 災害応援計画

第1節 災害応援の基本的考え方

村域外において発生した大規模な地震災害・風水害・その他災害に対して、災害対策基本法第67条及び自治体間の災害時応援協定又は人道上の配慮から、被災自治体に対して被災地支援、避難者の受入・支援等を実施する。

災害応援の実施に際しては、被災した地域の事情や要望についての情報を十分に調査した上で、被災地支援対策会議を設置し、実行可能な範囲での確かつ効果的な支援を行う。

また、支援の効果を有効に発揮させるためには、そのタイミングも重要な要素となり、緊急性が要求されるものについては、的確な時期に実施されるよう手続き上の遅延を排除するよう配慮する。

さらに、これらの支援は法的根拠に基づいて義務的に実施するものではなく、被災地域と被災者の応急・復興活動を的確に支援することにより、それぞれの経験から相互に活動を行う姿勢を持つことになり、結果的に本村の危機管理や災害時の復旧・復興に有効に反映される。

第2節 災害応援の準備

第1 災害情報の収集

被災地支援対策会議を設置することが必要な大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応援活動を円滑に実施するため、災害の発生状況について必要な情報の収集を行う。

特に被害の状況、被災者や避難場所・各避難所の状況、被災地で不足する物資や人材等の情報を収集するため、先遣隊を派遣し、報告に基づき、効果的な支援を行うための分析を行う。

支援対策会議の座長は、先遣隊の報告に基づき、災害応援活動の準備を指示する。

災害応援活動に関係する各課及び防災機関においては、速やかに災害応援活動が実施できるよう、普段から対応しなければならない。

また、各課の通常業務に支障の無い範囲で、村職員が積極的にボランティア活動に参加できるように配慮も必要であり、支援時の業務実施の手順や形態について検討する。

第2 被災地支援対策会議

被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、被災地支援対策会議を設置することができる。

被災地支援対策会議の設置基準は次のとおりとする。

- ① 災害時における相互応援協定等を締結している県内市町の地域で災害が発生し、その災害の規模が被災市町で対処できないものであると判断したとき。
- ② 村域外において甚大な地震災害・風水害・その他災害等の被害が発生したとき。

第3 被災地支援対策会議の組織・運営

- ① 被災地支援対策会議は、副村長、その他副村長が指定するもので組織する。
- ② 会議は、副村長が座長となる。
- ③ 被災地支援対策会議に関する事務は、総務課が所管する。
- ④ 被災地支援対策会議を開催・設置したときは、防災関係機関に通知するとともに報道機関に公表する。
- ⑤ その他、支援対策会議の組織及び運営については、別に定めるマニュアルによる。
- ⑥ なお、被災地の被害が大きく当該の自治体や関係機関が機能不全となり支援要請が的確に提出されないような場合の処置、適宜有効な支援を実施するために支援内容の決定手続きが遅延しないよう手順等についての検討を行う。

第4 支援対策会議の協議事項

被災地支援対策会議の協議事項は、主に次のとおりである。

- ① 被災地からの支援（応援）要請の有無とその対応
- ② 関係機関からの支援（応援）要請の有無とその対応
- ③ 支援（応援）内容の決定
- ④ 支援（応援）要請が無い場合の処置や実施の方法
- ⑤ 支援（応援）を有効にするための的確な実施時期・手順、等

第6 各課における災害応援活動の準備

被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、各課は、実行可能な災害応援活動をそれぞれ準備する。

応急時に各部が行う支援の内容は、原則として村の「災害対策に関わる事務分掌」に基づくものを主とするが、被災地の状況により有効と考えられる支援で、かつ、各部が実行可能なものがあれば、支援要請の有無にかかわらず、積極的に支援の実施の検討を行う。

復旧・復興時においては、被災自治体のマンパワー不足も大きな問題となり、行政事務処理のプロとして職員の人材派遣を行うことも有効である。この場合、復興に数か月～数年かかることも考えられるため、長期的に持続可能かつ継続的な支援対策を検討する。

また、各課の通常業務に支障の無い範囲で、村職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、災害時等緊急時の無給休暇の付与等の制度の必要性も検討する。

第3節 災害応援活動の展開

第1 支援物資の確保・搬送

被災地において、災害用資機材、生活物資等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受けて、必要な物資を収集・確保し、被災地に搬送する。

被災地に搬送する資機材、生活物資等については、本村で保有する備蓄品等を流用して確保するものとするが、不足の場合は可能な範囲での調達も検討する。

また、一般住民からの支援物資を受付け、これらを被災地で配給可能なように仕分け・梱包し、被災地に搬送する。

なお、応急時の水・食料の運搬等には緊急輸送道路や高速道路を優先的に通行する必要がある。これらの通行証等についても遅滞なく発行できるように手順等を検討しておく。

また、村が行う支援物資の確保・搬送活動に必要な搬送車両の提供や運転ボランティア等の協力を申出る民間企業・個人については、原則として村がこれらの受入を行い、実施する活動の中に組み込むものとする。

第2 災害応援活動の広報

被災地における応急活動・復旧状況や、村が実施する災害応援活動について広く住民に広報活動を実施する。

村が行う活動の広報に加え、住民が災害応援活動を行う場合のボランティア受入情報、物資受付情報、被災地で必要としている支援の状況等についても広報する。

また、個人のボランティア活動は自己完結型で行う。支援物資は相手先を考えて仕分け梱包する。支援を受ける側の心情を配慮する等の各支援における留意事項についても広報し、住民の支援活動についての知識の啓発・普及を図る。

第3 義援金等の募集

被災地支援対策会議は、被災者の生活再建に役立てるため、関係団体と連携し、義援金の募集を実施し、被災自治体に送達する。被災地支援対策会議は、義援金会計を明らかにするとともに、募集状況について、適宜、議会などにおいて報告する。

義援金は被災地を中心とした配分委員会等で被災者に公平に配分されるため、手続きに時間がかかることがある。復旧・復興に緊急に資金を必要とする被災地については、支援金の募集・支援も検討する。

第4 職員の派遣

村長は、被災自治体の要請に基づき、災害応急対策や被害復旧などの災害業務に従事させるため、職員の派遣をすることができる。

しかし、復興に数か月～数年かかることも考えられるため、長期的に持続可能な方法を検討し、継続的な支援を行うことが必要となる。また、派遣職員の体調管理やメンタルケア等の健康管理にも配慮する。

第1章 民生安定のための緊急措置計画

(総務課・税務課・住民課・福祉課・健康推進課・産業課・建設課・会計課)

災害により被害を受けた住民が立ち直り再出発するための助成、援助を行うことによって、住民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

第1節 り災証明の発行

り災証明は、災害救助法による各種施策や税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、村長が確認できる程度の被害について証明するものである。

村は、災害による被害の程度に応じた適切な支援を実施するため、被災者から申請があった場合、遅滞なくり災証明を交付する。

第1 り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものとする。なお、家屋以外のものが被害を受けた場合において必要があるときは、村長が行うり災届出証明で対応する。

- ① 全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- ② 火災による焼損、水損、爆発による被害

第2 り災証明を行う者

火災以外のり災証明は、村長が行うものとし、り災証明書の発行事務は、受付・調査を固定資産税の課税を担当する部門が行う。

火災によるり災証明の発行事務は、消防長が行うものとする。

第3 り災証明書の発行と期間

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、前項の村長若しくは消防長が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行う。

り災証明書の発行期間は、災害発生日から6ヶ月以内とする。ただし、災害の規模や被害状況により期間を延長する。

なお、病気・怪我のため入院・療養していた方や村外に避難していた方等で、り災証明の申請が困難だった方については、相談に応じるものとする。

第4 証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

第5 被害家屋調査の実施

1 被害家屋調査の準備

固定資産税を担当する部門は、災害後、被害家屋調査のための事前準備として、以下の事項を実施する。

(1) 事前調査の実施

- ・土木対策部などからの建物被害情報を基にした被害全体状況の把握

(2) 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

(3) 調査員の確保

- ① ボランティア調査員（民間建築士など）の手配
- ② 相互応援協定を締結している自治体への応援職員派遣要請
- ③ 調査班の編成と調査地区割りの検討

(4) 調査備品等の準備

- ① 調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）
- ② 調査地図の用意（土地家屋現況図または住宅地図）
- ③ 調査員運搬用車両の確保、手配

2 被害家屋調査の実施

調査は、おおむね次の流れで実施する。

(1) 第1次被害家屋調査

被害家屋を対象に、2人1組で外観から目視調査を行う。

(2) 第2次被害家屋調査

第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、1棟ごとに内部立入調査を実施する。

調査班は2人1組で調査を実施することとし、調査員は、研修を受けた村職員及びボランティア調査員（民間建築士等）、応援自治体職員とする。

第6 被災者台帳の作成

固定資産税を担当する部門は、本部に集約された被害家屋調査結果に基づき、「被災者台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」発行申請に対して、この「被災者台帳」により確認を行う。

第7 再調査の申し出と調査実施

被災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、被害発生日から3ヶ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出のあった家屋に対し、固定資産税を担当する部門は迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、り災証明書を発行することとする。同時に、被災者台帳を訂正する。

なお、判定の困難なものについては、判定委員会（専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等から委員を村長が委嘱する）を設置し、判定委員会の意見を踏まえて村長が判定する。

第2節 被災者の生活の確保

第1 雇用の維持に向けた事業主への支援

村は、雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努めるものとする。

第2 租税等の納期限の延長及び徴収猶予並びに減免

1 村税の減免等の措置

村は、災害により、納税義務者等が期限内に申告、申請、請求その他の書類の提出、又は納付若しくは納入することができないときは、その期限を延長するとともに、村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の減免について、長生村税条例等の定めるところにより必要な措置を講ずる。

2 国・県税の減免等の措置のあつせん

国及び県は被災者の納付すべき国税、県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を行う。

村は国・県と連携をとり、被災地域住民に対して広報・周知を図る。

3 災害援護資金

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害救護資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

被害を受けた世帯であって、被害を受けた年の前年の所得額に応じて条件がある。

- ① 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合
- ② 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

(2) 貸付金額

貸付金額は、被害の程度などの条件によって150万円から350万円以内となる。

4 生活福祉資金

(1) 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護資金）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

(2) 貸付金額

一世帯150万円以内

5 被災者のための相談窓口の設置

被災住民の生活上の不安などを解消するため、総合的な相談窓口を設置する。

(1) 窓口の設置

- ① 村は、災害発生後、速やかに役場庁舎に総合相談窓口を設置する。
- ② 専門性を要する相談等にあつては、各担当窓口に取り次ぐなど、住民の要請に対応する。
- ③ 住民からの相談等で十分な情報がないものについては、関係各課及び県、関係機関と連絡をとり、速やかに情報を収集し、即時対応に努める。

(2) 相談窓口設置の周知

総合相談窓口を設置したときは、各種広報手段を活用し、広く住民に周知する。

第2 住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は民間賃貸住宅の借り上げによる空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じて、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借り上げる。

2 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講ずる。

第3 中小企業への融資

災害の度合いに応じて、県が実施する以下の対策について、周知する。

1 適用の基準

- ① 激甚災害法又は災害救助法の適用を受けた災害
- ② 経済産業大臣が地域・業種を指定した災害
- ③ その他特に必要と認めた場合

2 融資

- ① 貸付資金 災害対策緊急融資資金
- ② 貸付対象者 県内で6か月以上事業を営んでいる被災中小企業者
- ③ 融資使途 設備資金、運転資金
- ④ 融資限度額 1 中小企業者 3,000万円以内 1 組合 6,000万円以内
- ⑤ 融資期間 設備資金 10年以内 運転資金 7年以内

⑥ 融資利率 年2%以内

3 利子補給

前記資金の融資を受けた者に対して、県が利子補給する。（条件については、災害の度合いに応じて別途定める。）

第4 農林漁業者への融資

村は、農林漁業者に対しては、天災資金、千葉県農業災害資金、千葉県漁業災害対策資金、及び（株）日本政策金融公庫による融資制度を活用できるよう相談に応じる。

第5 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ③ 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- ④ 5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万未満のものに限る。）であって、ア～ウに規定する区域に隣接する市町村における自然災害
- ⑤ ア又はイの市町村を含む都道府県で、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

2 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯。

- ① 居住する住宅が全壊した世帯
- ② 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

3 支給条件

(単位：万円)

	世帯人数	合計支給 限度額	基本額	居住関係経費(加算)		
				建設又は 購入	補修	賃借
				全壊世帯	複数 単数	300 225
大規模半壊世帯	複数 単数	250 187.5	50 37.5	200 150	100 75	50 37.5

※世帯の所得又は世帯主の年齢による支給制限はない。
 ※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。
 ※基本額の金額は、居住関係経費の金額にかかわらず、一定額で支給される。
 ※居住関係経費（加算）は、その内容により支給額が異なる。

4 支給手続

支給申請は村に行い、提出を受けた村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である(財)都道府県会館に提出する。

第6 義援金品の受入・配分

1 義援物資

(1) 義援物資の受入

村は、あらかじめ義援物資の受付窓口を設置し、郵送又は輸送により送付される義援物資を受け入れるとともに、義援物資に関する問い合わせ等に対応する。

(2) 義援物資集積場所

義援物資は、物資集積場所（旧長生高等技術専門学校）に集積し、保管する。また、今後、民間物流事業者との協定を締結し、物資の集積等に関する協力体制を整備する。

(3) 義援物資の管理

村は、物資集積拠点に職員を派遣して義援物資の管理を行うとともに、ボランティアと連携を図り、義援物資の仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

(4) 義援物資の需給調整

被災地の需要と全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

2 義援金

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、関係機関の協力を得て、義援金配分委員会を設置し、実施する。
 〈構成員：村、日本赤十字社、村社会福祉協議会、その他関係機関等〉

(2) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、配分委員会が設置されるまでは、各機関において管理を行うものとする。配分委員会が設置された場合は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、配分を行う。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、村防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

第2章 生活関連施設等の復旧・復興計画

(総務課・企画財政課・産業課・建設課・下水環境課・広域水道部)

水道・電気・ガス・通信等のライフライン施設、農業用施設及び道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ住民の生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。これらの施設については、災害直後には応急復旧を行い、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

第1節 ライフラインの復旧

第1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

1 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ① 施設の耐震化を図る。
- ② 管路は多系統化、ブロック化及びグループ化を基本とする。
- ③ 村の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

2 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ① 漏水調査を実施する。
- ② 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。この場合は次の点に留意する。
 - ア 漏水の多発している管路は敷設替えを行う。
 - イ 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

第2 下水道施設

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

第3 電気施設〔東京電力(株)〕

原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民心安定のために重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

第4 ガス施設〔大多喜ガス(株)〕

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

第5 通信施設〔東日本電信電話(株)〕

災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位に従って実施する。

第2節 農業施設及び公共土木施設の復旧

第1 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

1 用水施設

- ア 取水施設、用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- イ 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

2 ため池

- ① 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 決壊したため池を放置すると著しい被害を生ずるおそれのあるもの。

3 道路施設

道路、橋りょう等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

4 排水施設

- ① 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。
- ③ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生ずるおそれのあるもの。

第2 公共土木施設

道路等の公共土木施設については、被災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終り、社会全般が一応落ち着きを取り戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が望まれるところである。

1 道路施設

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧するものとする。

2 河川、海岸施設

河川、海岸施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 河川管理施設

- ① 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- ② 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。
- ③ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- ④ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- ⑤ 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

(2) 海岸保全施設

- ① 防波堤
- ② 堤防の決壊で、破堤のおそれがあるもの。
- ③ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの。
- ④ 護岸、水門の全壊又は決壊で、これを放置した場合に著しい被害を生ずるおそれがあるもの

第3節 激甚災害の指定に関する計画

(総務課)

村及び県は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号 以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第1 激甚災害に関する調査

1 長生村

村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2 千葉県

- ① 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。
- ② 前記①の各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。
- ③ 防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめ、庁議に付議するものとする。
- ④ 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施するものとする。

第2 特別財政援助額の交付手続等

1 長生村

村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

2 千葉県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続その他を実施するものとする。

第4節 災害復興に関する計画

被災後のまちづくりは、復旧と復興に大別される。復旧は、市街地と道路・公園、ライフライン等の都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対して、復興は、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造などをより良いものに改変する、より安全なまちにするための新たな整備を実施することである。

村は復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

第1 復興計画の基本的な考え方

復興計画を策定するに当たっては、被災市街地の状況を的確に把握し、建築制限の適用状況や課題を明らかにし、復興に向けた具体的なまちづくりビジョンの明確化が必要となる。

復興計画は、災害後において、災害に強いまちづくりを実現するための基本計画となるものであり、村総合計画など関連計画との整合を図ったうえで策定する。

第2 復興計画推進のための課題

発災後は、直ちに復興に向けたまちづくり計画などの復興計画の策定が必要となる。まちづくり計画は、地域特性や地元住民の意見の反映が求められるとともに、迅速な事業化が必要となり、速やかな復興に向けての具体的な手順の明確化を図っておくことが重要となる。

第3 復興対策本部の設置

村は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、村長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

また、同本部の下に、復興プロジェクトチームを結成し、総合的な復興計画づくりを進める。

第4 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

村は、学識経験者、有識者、村議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 災害復興計画の策定

村は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第5 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

村は、建築主事を置く特定行政庁ではないため、千葉県が、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合に、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

県は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為などの制限などを行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 震災復興事業の実施

① 村は、災害復興に関する専管部署を設置する。

② 村は、災害復興に関する専管部署を中心に、災害復興計画に基づき復興事業を推進する。